

平成21年第5回那珂川町議会定例会

議事日程(第2号)

平成21年9月9日(水曜日)午前10時開議

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第 1号 人権擁護委員の推薦意見について (町長提出)
- 日程第 3 議案第 2号 那珂川町監査委員の選任同意について (町長提出)
- 日程第 4 議案第 3号 那珂川町教育委員会委員の任命同意について (町長提出)
- 日程第 5 議案第 4号 那珂川町教育委員会委員の任命同意について (町長提出)
- 日程第 6 議案第 5号 那珂川町国民健康保険条例の一部改正について (町長提出)
- 日程第 7 議案第 6号 那珂川町町立学校の設置に関する条例の一部改正について
(町長提出)
- 日程第 8 議案第 7号 那珂川町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
(町長提出)
- 日程第 9 議案第 8号 平成21年度那珂川町一般会計補正予算の議決について
(町長提出)
- 日程第10 議案第 9号 平成21年度那珂川町国民健康保険特別会計補正予算の議決について
(町長提出)
- 日程第11 議案第10号 平成21年度那珂川町老人保健特別会計補正予算の議決について
(町長提出)
- 日程第12 議案第11号 平成21年度那珂川町簡易水道事業特別会計補正予算の議決について
(町長提出)
- 日程第13 議案第12号 平成21年度那珂川町水道事業会計補正予算の議決について
(町長提出)
- 日程第14 議案第13号 那珂川町防災行政無線(移動系)施設改修工事請負契約の締結について
(町長提出)
- 日程第15 報告第 1号 平成20年度健全化判断比率及び資金不足比率について
(町長提出)
- 日程第16 認定第 1号 平成20年度那珂川町一般会計歳入歳出決算の認定について

- (町長提出)
- 日程第17 認定第2号 平成20年度那珂川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
について (町長提出)
- 日程第18 認定第3号 平成20年度那珂川町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定につ
いて (町長提出)
- 日程第19 認定第4号 平成20年度那珂川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認
定について (町長提出)
- 日程第20 認定第5号 平成20年度那珂川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定につ
いて (町長提出)
- 日程第21 認定第6号 平成20年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算
の認定について (町長提出)
- 日程第22 認定第7号 平成20年度那珂川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて (町長提出)
- 日程第23 認定第8号 平成20年度那珂川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の
認定について (町長提出)
- 日程第24 認定第9号 平成20年度那珂川町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定
について (町長提出)
- 日程第25 認定第10号 平成20年度那珂川町水道事業決算の認定について (町長提出)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18名）

1番	鈴木雅仁君	2番	原田照信君
3番	益子明美君	4番	大金市美君
5番	岩村文郎君	6番	小林盛君
7番	福島泰夫君	8番	川上要一君
9番	阿久津武之君	10番	橋本操君
11番	鈴木和江君	12番	石田彬良君
13番	桑原勇一君	14番	杉本益三君
15番	薄井和平君	16番	大金伊一君
17番	大森富夫君	18番	小川洋一君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	川崎和郎君	副町長	佐藤佳正君
教育長	桑野正光君	会計管理者兼 会計課長	吉成啓二君
総務課長	佐藤良美君	企画財政課長	益子実君
ケーブル テレビ放送 センター室長	郡司正幸君	税務課長	川俣勇也君
住民生活課長	阿久津実君	健康福祉課長	小室定子君
建設課長	塚原富太君	農林振興課長	山本勇君
商工観光課長	高野麻男君	総合窓口課長	薄井績君
上下水道課長	手塚孝則君	環境総合推進 室長	星康美君
学校教育課長	荒井和夫君	生涯学習課長	藤田悦男君
農業委員会 事務局長	秋元誠一君	代表監査委員	小沼功一君

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	田村正水	書記	橋本民夫
書記	岩村照恵	書記	深澤昌美

開議 午前 10 時 00 分

開議の宣告

議長（小川洋一君） ただいまの出席議員は18名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

議長（小川洋一君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付されたとおりでありますので、ごらん願います。

一般質問

議長（小川洋一君） 日程第 1、一般質問を行います。

桑 原 勇 一 君

議長（小川洋一君） 13番、桑原勇一君の質問を許可します。

桑原勇一君。

〔 13 番 桑原勇一君登壇 〕

13番（桑原勇一君） 改めましておはようございます。

通告に基づき3項目について質問をいたしますので、執行部の明快な答弁を求めます。

地域振興策について。

とちぎ食の回廊、情報集約、観光、地域活性化を目指し、栃木県は県内各地で進めている食の街道などの情報を集めたとちぎ食の回廊のホームページを開催し、観光客、回廊性を高めるのがねらいと聞いております。

食の回廊では昨年8月から各地で協議会の設置が進んでいる。これまでに足利、佐野めん

めん街道、日光例幣使そば街道、いい芳賀いちご夢街道など、9街道ができると情報があります。県北では那須高原ミルク街道、たかはら山麓水街道、那珂川あゆ街道、八溝そば街道など設置される予定になっております。そこでお伺いをいたします。

1、八溝そば街道の今後の計画についてお伺いをいたします。

2、耕作放棄地の対応として東部地区を中心に八溝そばの作付を行い、地域活性化につなげてはどうかお伺いをいたします。

3、ソバの生産拡大と価格の安定をどのように考えているか。

道路問題について。

近年の高齢者の増加による安心できる道路網の整備、町民の日常生活を支える道路を総合的に整備し、安心・安全で町民の利便性が向上する道路網の整備が必要ではないでしょうか。

歩道の整備、急カーブの区間が多く、特に幹線道路と町道を結ぶ道路の整備、交通量も多く、重点的に整備をすべきではないでしょうか。

1、町道一渡戸大鳥線の道路改修について、今後どのような計画があるかお伺いをいたします。

2、町道仲内大内線の矢又脇郷地区の道路は約40年以上整備がされておられません。歩道も狭く、今後の整備予定があるかお伺いをいたします。

町営、町有住宅について。

少子・高齢化に向け、ライフスタイルや世帯構成に応じ、安心して選択できる住宅、耐震化、水洗化、省エネルギー住宅、バリアフリー等の改善をし、入居者それぞれの生活が実感できる住まいを目指すべきではないでしょうか。

1、現在の町営、町有住宅の入居状況についてお伺いをいたします。

2、今後の町営、町有住宅の整備と新築計画があるのか。

以上、1回目の質問といたします。

議長（小川洋一君） 答弁願います。

町長。

〔町長 川崎和郎君登壇〕

町長（川崎和郎君） おはようございます。

桑原議員の質問の中で、3番の町営、町有住宅について私のほうから答弁申し上げます。

現在、町営住宅234戸、町有住宅21戸であります。家賃が民間住宅に比べ、比較的安いということもありまして、おおむね満室の状況であります。

次に、今後の整備計画についてですが、町では、面積的にもゆとりがあり、安全で快適な住宅を提供し、適正な管理を行うために、公営住宅等管理計画を策定をいたしました。

現在の住宅は、昭和40年代に建設された面積的にも狭い住宅が多く、耐用年数も大幅に経過した老朽化した住宅が約4割に達しているという状況です。

また、耐震化済み住宅は3割にすぎず、県平均の耐震化率7割の半分にも満たない、そのような状況です。

このため、住宅の建てかえや既存住宅の活用を図り、耐震化率、水洗化率を向上させ、ゆとりある面積の住宅を提供し、少子・高齢化社会に対応した環境に負荷の少ない住宅施策を展開してまいりたいと、このように考えております。

議長（小川洋一君） 農林振興課長。

農林振興課長（山本 勇君） 地域振興策についての、1点目の八溝そば街道の今後の計画についての質問にお答えいたします。

八溝そば街道は、地域ならではのすぐれた食をテーマに栃木県を全国に売り込もうという県民の一環として取り組むとちぎ食の回廊づくり事業に基づいて南那須地方のそばを核として地域づくりを図ることを目的に指定をされました。

これを踏まえまして、昨年12月に那珂川町と那須烏山市の各種団体が構成する八溝そば街道推進協議会を設立し、本格的に活動を開始したところでございます。

八溝そば街道づくりの構想は、南那須地方を南北に縦走する国道293号を基軸に1年を通じて味わえるそばを中心として、農産物直売所の野菜や那珂川のアユなど地域の特産品を結びつけ、四季折々に楽しめる魅力ある食にこだわった地域活動を目指しております。

現在の活動は、ソバの生産者とそば屋の交流会の開催や、そば街道のマップの作成、さらにはイノシシ肉など、地域資源を利用した地域独自の新メニューの開発などを進めているところであります。

さらに、今後、茂木町、市貝町が八溝そば街道推進協議会に加盟するなど、組織の拡大もあり、今後魅力ある活動により地域活性化につなげていく計画であります。

続きまして、2点目の東部地区を中心とした耕作放棄地対策として、八溝ソバの作付を地域の活性化につなげてはどうかということですが、耕作放棄地解消の対策としては、ソバの作付は大変有効であるとしているところでございます。

特に町の東部地区は、かつて葉たばこ生産の裏作として盛んに作付された実績もございます。しかしながら、耕作放棄地がふえた要因が、農業従事者の高齢化によることや農業機械

購入にかかる負担や、農産物の価格低迷、採算性の問題など多くの課題をクリアしていかなければ作付を奨励することは、難しいと考えているところです。

今後、町内のソバの生産者を対象として組織を立ち上げ、これらの諸問題を解決し、耕作放棄地を利用しながら生産拡大を図り、地域の活性化につなげたいと考えております。

3点目のソバの生産の拡大と価格の安定をどのように考えているかについてでございますが、八溝そば街道推進協議会の1つの目的としまして、八溝そばのブランド化を目指すこととしております。特に当町で生産されるソバは香りがよく、各地で講評を得ているところでございます。

しかしながら、安定したソバの価格を確立するには、ソバの品質管理や安定した数量を提供できるソバの確保など、市場ニーズに対応した生産体制が必要とされます。

今後生産者団体の立ち上げとともに、これらの諸問題を一つひとつ解決し、那珂川町の特産品として成長させていきたいと考えております。

以上です。

議長（小川洋一君） 建設課長。

建設課長（塚原富太君） それでは2番目の道路整備についての第1点目、町道一渡戸大鳥線の改修についてお答えいたします。

この路線は、主要幹線道路であります県道矢板那珂川線を補完します1級町道です。県代行事業によりまして、平成15年度に健武地内の整備が完了いたしました、交通量が一段と多くなってきております。特に古館住宅付近、及びさくら会館付近は、カーブで舗装が傷んでいることから、危険箇所の解消を最優先に舗装、修繕を行い、安全な通行を確保いたします。

次に、2点目の町道仲内大内線の整備についてでございますが、この道路は昭和40年代に整備されました。長期間部分的な修繕等で対応してまいりましたが、通行の安全を確保するため、国道293号との交差点を起点とする一定区間を全面的な舗装にすることにしております。

なお、この2路線の舗装事業につきましては、今回補正予算に計上されております。

以上です。

議長（小川洋一君） 桑原勇一君。

〔13番 桑原勇一君登壇〕

13番（桑原勇一君） 再質問をいたします。

まず八溝そば街道なんですけれども、これは294号線のような、八溝そば街道という

ことにするということですが、これは、茂木から那珂川町までということで、かなりの広範囲の場所ではないかと思うんです。この294号線沿いにこのソバの生産している畑等がなかりあるのではないかと思うんですけれども、そういうところは車で通行したときに、ここで八溝そばをつくっているんだというようにわかるような看板というか道路に何かそういう目印というかソバの、例えばここはソバ団地であるというようなことをしないと、八溝そば街道と言ってもどこでソバをつくっているのかなというような感じになると思うんですけれども、その辺この地域、ここに重点的にソバを生産をしているというような看板とか何かそういうものを、今後4市町で考えていくのかどうか、これを1点お聞きしたいと思います。

それと、街道のマップ作成ということがありましたけれども、これは4市町で共同のものをつくるのかどうか、それとのぼり旗ということもあるんですけれども、こののぼり旗については294のその街道にはなかなかつけることは難しいのではないかと思うんですけれども、こののぼり旗の活用方法ですね、その辺についてお伺いしたいと思います。

議長（小川洋一君） 農林振興課長。

農林振興課長（山本 勇君） 先ほどの説明の中で、私、南那須地方を南北に縦走する国道294号線を3号線と言いましたので、訂正をお願いいたします。294号線の間違いです。

それで2回目の1点目でございますけれども、平成20年度において、のぼり旗と、あとはそばのPRをするために法被を作成いたしました。今年度ものぼり旗が足りないということで、今年度も追加してつくるような予定になってございます。

それと2点目のマップの作成についてでございますが、これにつきましては、そば店だけではなく、今回協議会のほうで八溝のそば街道を宣伝するために、そば店のほかに、そのほかの観光資源を含めたマップを作成しようということで、そういった掲載店の募集のとりまとめを今通知を出しましてまとめているところでございます。

そのとりまとめのものによって、今後マップを作成していきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（小川洋一君） 桑原勇一君。

〔13番 桑原勇一君登壇〕

13番（桑原勇一君） それと今言ったソバの生産ですね、294について、この件についてもしあれば。

議長（小川洋一君） 農林振興課長。

農林振興課長（山本 勇君） ソバの生産につきましては、ちょっと今のご質問の回答ではないんですけれども、那珂川町は、ソバを約73ヘクタール作付しております。これは栃木県の市町の中では一番作付面積が多いのは、鹿沼市、その次が日光、佐野、これがベスト3なんですけれども、那珂川町は今のところ5位が6位くらいの作付面積になっております。

今後、そば街道ということで、作付面積も拡大して進めていきたいと、このように考えております。

議長（小川洋一君） 桑原勇一君。

〔13番 桑原勇一君登壇〕

13番（桑原勇一君） 次に耕作放棄地なんですけれども、今の課長の話だと、那珂川町は73ヘクタールのソバをつくっているということなんですけれども、特に東部地区のことなんですけれども、ここにやはり耕作の放棄地をなくすためにソバをとということがあるんですけれども、さっき課長から話があったように、まずこの放棄地の整備等がある程度しないと、個人でソバをつくれと言ってもこれは土地の問題、また、大型機械が入らない土地との境の問題、いろいろな問題があると思うんですけれども、この辺行政としてもこれから放棄地をなくしていく上において行政でそういう指導をして例えば大型機械が入るようにするとか、ソバの面積を最低のやっぱり1反歩くらいの、そういった確保をするとかそういうことをしないと個人的にはなかなか難しいんじゃないかと思うんですけれども、そういったことをこれから考えていくのかお伺いしたいと思います。

議長（小川洋一君） 農林振興課長。

農林振興課長（山本 勇君） 耕作放棄地の問題につきましては、前回にも質問がありましたけれども、やはり耕作放棄地につきましては、なぜ耕作放棄地がふえるのかということにつきましては、やはり耕作条件が悪い、そして生産性の低い土地、また生産性が低くて生産するのに平地と比べて労力が余計にかかる、そういったところが遊休農地になっているところがございます。

今回の補正でも出しましたけれども、農業委員会のほうで、東部地区については一筆調査をしまして、耕作放棄地のその土地の条件などを一筆ごとに詳しく調査をしていただいて、その土地が、何を作付するのに適しているか、例えば、畑で耕作放棄地になっていけば、ここは水はけもよいし、そばに適しているなど、そういった細かい調査を農業委員会にお願いをいたしまして、で、その調査結果をもとにできれば団地化されているようなところを選定

をいたしまして、遊休農地の解消に向けて、先ほど解消するには今度誰がその解消をやるのかというのがまた問題になってきます。そういうことで、担い手、特にソバを生産している方、そういった方の組織を立ち上げまして、ソバの刈り取り機ですか、そういった機械なんかも持っている、そういうことで、なるだけ労力をかけないで低コストで生産できる、そういうような取り組みをして、遊休農地の解消を図りながら、ソバの生産拡大を図っていきたいというふうに考えております。

議長（小川洋一君） 桑原勇一君。

〔 13番 桑原勇一君登壇 〕

13番（桑原勇一君） 次に、生産者の価格の安定ということなんですけれども、さっき課長の話だと、ブランド化を安定していきたいということだったんですけれども、確かに八溝山溪のそばはおいしいというのは皆さんもう知っていることなんですけれども、やはりこれからこのソバの生産者をふやしていくにおいてはやはり安定した価格というのもやはり必要ではないかと、こう思うんですけれども、それとこれからソバをつくるという方がもしふえるのであれば、そのソバをつくったものはすべて買い取るというようなことをしないとせっかくソバをつくってもどこへ売のかなというようなことになると非常に困るということがありますので、その辺これからソバをもしつくる云々あった場合にその価格と同時に、安定して買い取ることができるというようなそういうことを考えているのかどうか、お伺いしたいと思います。

議長（小川洋一君） 農林振興課長。

農林振興課長（山本 勇君） そばの価格の安定ということですが、那珂川町におきましては、JA、農協のほうに出荷もしております。

20年度の農協のほうの出荷実績を聞いたんですけれども29名の方が農協のほうに出荷をしているそうです。大体21キロ1袋当たりことしの買い入れ価格が5,000円、仮渡しなんですけど、平均すると、25キロ1袋あたり6,000円くらいになるのかなと。

ソバにつきましては、10アール当たりの収穫量が、大体1反歩当たり90キロから上手な人で多くとる人で140キロくらいとる人、ばらつきがあるんですが、そういった状況なんですけど、この八溝のそば街道の事業の中で、ブランド化を図るということになっておりますので、その辺のところの安定したソバを生産していただきまして、価格についてもブランド化になって、八溝のそばは農協が単価を決めるのではなくて、逆にそば屋さん、そういった八溝そばはおいしいということで、幾らの値段でも買いますよというくらいになるぐらいの今

後そのブランド化に向けて、取り組んでいきたいと、このように考えております。

議長（小川洋一君） 桑原勇一君。

〔 13番 桑原勇一君登壇 〕

13番（桑原勇一君） 今回の課長の話でわかったんですけども、できればこの価格云々ということがあるんですけども、これは当然生産者と消費者ということがあるわけで、余り高いと消費者はそれを使ってつくることはできない、こうあるわけですね。やはりその辺はぜひ行政である程度の指導云々をして価格はこのくらいというようなことを決めてあとはもしそれで生産者の方がこれでは合わないというようなことも出てくると思うんですけども、そういった土地に補助云々をそういうことを今後考えていくのかその辺だけちょっとお伺いします。

議長（小川洋一君） 農林振興課長。

農林振興課長（山本 勇君） 町のほうとして、価格に対して保障するとか、そういうことについては、今のところ考えてはおりません。

これから八溝そば街道のこの協議会が、市貝町、茂木町、那須烏山市、那珂川町の町でメンバーで協議会になっておりますので、そちらのほうとも連携を図りながら、協議会の中で、そば店のほうもこれから協議会のほうに参加していただくということになっておりますので、そういった中でその価格についても検討し、そば屋さんのほうで扱える値段になるよう検討してまいりたいと考えております。

議長（小川洋一君） 桑原勇一君。

〔 13番 桑原勇一君登壇 〕

13番（桑原勇一君） 次に道路整備についてお伺いをいたします。

まず、一渡戸大鳥線ですけども、これは今課長の話がありましたように、危険箇所はかなりあると思います。これは非常に交通量も多いということなんですけれども、まず危険箇所ですけども、古館住宅のところですね、ここは非常に狭いということで、これを道路を、広げるのは非常に難しいのではないかと、こんなふうに思うんですけども、もし道路がこれはなかなか広げるのは難しいという場合に、あそこに立木と竹がかなり茂っております。これやはり整備することによって道路の視界はよくなるのではないかと思うんですけども、この辺について地権者の協力を得ながら、行政でそこを全部とはいかないと思うんですけども整備して見通しをよくするということについてお伺いしたいと思います。

議長（小川洋一君） 建設課長。

建設課長（塚原富太君） 議員さんおっしゃられるように、確かに古館住宅付近は道路も狭くカーブがあるということで、大変危険箇所として認識しているわけですが、一部区間においては路肩を広げまして、構造物をちょっと入れてそこを広げるということも可能ですし、また、今、言われましたように障害物ですね、そういった支障木等を撤去することによってかなり視界が広がりますので、そこら辺もおいおい検討しながら、通りやすい、安全な交通を確保したいと思います。

以上です。

議長（小川洋一君） 桑原勇一君。

〔 13番 桑原勇一君登壇 〕

13番（桑原勇一君） ぜひそのようにしてもらいたいと思います。

またその先の293バイパスとちょうどこの交差点は前からバイパスができた当時から事故が多いということで一般質問でも2回くらいやっていると思うんですけども、ここがどうしても改良がされていないということで、いろいろな事情はあると思うんですけども、バイパスができたと同時に開通したその日に2件も事故が起きている、その後もかなりの事故が起きているということで、非常に危険であるということなんですけれども、今までの話、答弁を聞くとあそこを一方通行にするというような話も出ておりますけれども、正式には決まっていないというのが現状ではないかと思うんですけども、今後何らかの対策をしないと、もうバイパスができて約6年ぐらいになると思うんですけども、その間対策という対策はほとんどとられていないというのが現状ではないかと思うんです。

やはりこれはきちんとした対策をとって町民の方が安心して通れるように、交通量の非常に多い場所だと思います。いつも道路問題云々を言うとまず交通量の問題が一番出て来るのではないかと思うんですけども、そこは那珂川町においても293号線との交差点ということで、交通量はかなり多いと思っておりますので、この改良をどのように考えているのか、お伺いいたします。

議長（小川洋一君） 建設課長。

建設課長（塚原富太君） まず国道293バイパスを整備する段階で議員さんもお存じのように最初はあそこは十字路の交差点にする計画ではございませんで、高校のほうに行った東側に周りまして、国道293号、今信号を設置してある場所に接続という話だったわけですが、地元の強い要請があって、十字路として交差点をつくることになったわけですが、そういった関係で、若干変則的な交差点ということは承知しており、また事故も多

発しているその実態は承知しているわけなんです、県とも相談しまして、ポストコーンとか、反射板とか、あるいはラインシール等で極力通行しやすいようなそういった整備を図っておりまして、町のほうとしても信号の設置、それは要望しているわけなんです、県内の通行量とかあと利用頻度、そこら辺を考慮して信号が優先的に設置されるという、そういった状況なものですから、信号の設置は引き続き要望してまいりたいと思います。

以上です。

議長（小川洋一君） 桑原勇一君。

〔 13番 桑原勇一君登壇 〕

13番（桑原勇一君） 信号の設置を要望していくということは非常に必要だと思うんです。今課長が言ったように反射板をつくれとか、色々言いましたけれども、あそこみたいにいろいろなとまれ、また一時停止、そのほか、危険、いろいろなものが立っている交差点はないと思うんです。

あれ以上あそこに反射板をつけても私は改良にはならないのではないかと、こう思うんですけれども、やはりその辺は今の交通量を見ますと、それは今課長が言ったように、もともとは、道路の法線がちがったんだ、地元の要請があったからなったということなんですけれども、確かに地元の方はそういうふうにしたかも知れませんが、そのあとやはり交通事故が多いということはこれは見逃せない事実だと思うんです。やはりここはぜひこうふうに変わったんだと町民が見てわかるような整備をまずしてそれでも事故がまだ多発するようなときは信号を今要望しているということですから、これは、信号はすぐにつく云々というのは難しいと思うんです。

信号はつくまでそのままにしておくのかということになりますので、ぜひ関係者とよく話し合いをして、とりあえず何らかの形で行動を起こしていただきたい、このように思います。

また、この一渡戸大鳥線なんですけれども、もう1つ藤山地先藤山という地名だと思うんですけれども、やはりあそこも非常に危険であるということで、あそこは冬になると雪が降るとすぐに凍ってしまうということで、通行するのに非常に危険であるということがあります。

これはもう前からあるんですけれども、やはりここもできれば地権者の方とよく話をして一部は木を切ってもらっておりますけれども、もう少し整備をする必要があるのではないかと、こう思うんですけれども、それと同時に道路の舗装をあそこはもう何回も補修をしてももう補修はし切れないのではないかと、その点についてお伺いします。

議長（小川洋一君） 建設課長。

建設課長（塚原富太君） 藤山地内は日影が多く、また、浸透水が多いということで、冬場はかなり凍結しまして、舗装が浮いたり、あるいは、舗装に亀裂が入ったりということで修繕に耐えないようなそういった状況も見受けられるものですから、今回は舗装をいろいろ考えていますので、そこら辺で善処したいと思っております。

以上です。

議長（小川洋一君） 桑原勇一君。

〔 13番 桑原勇一君登壇 〕

13番（桑原勇一君） 矢又脇郷地内の道路整備ですけれども、これは課長の話だと全面的に、改良をしていく予定があるというようなことでありますので、ぜひそのようにしていただきたいというように思います。

次に、住宅問題ですけれども、町営、町有の住宅については、町営234、町有が21がでこれはほとんど埋まっているというようなことがありました。

また、この小川地区、馬頭地区には老朽化した住宅があると思うんですけれども、この老朽化している住宅について、これは何らかの整備をしていかななくてはならないのではないかなと思うんですけれども、それと同時に今入居している方なんですけれども、子育てをしている20代から40代ぐらいの方これはどのくらいの方が住宅に入っているのか、もしわかればお聞きしたいなと、このように思います。

議長（小川洋一君） 建設課長。

建設課長（塚原富太君） まず、老朽化住宅につきましては、先ほど答弁でありましたように、耐用の年数を経過した住宅は4割に達します。

それとですね、子育て世代、30代から40代でございますが、その年代層の方の入居者は、26%に達します。

以上です。

議長（小川洋一君） 桑原勇一君。

〔 13番 桑原勇一君登壇 〕

13番（桑原勇一君） 今後の町営、町有住宅のことなんですけれども、この住宅の整備と今後の新築計画なんですけれども、これは今後どのように考えているかということなんですけれども、現在の住宅は今の那珂川町の人口から見て、約250以上あると思うんですけれども、これで大体間に合うのか、またある程度新築をしていかないとならないのか、この適正

な管理住宅ということはどのくらいを見ているのか、お伺いしたいと思います。

議長（小川洋一君） 建設課長。

建設課長（塚原富太君） 一応、今回策定をいたしました管理計画は目標年次27年度までなんですが、若干人口等減少があるものですから、現在、250前後ですが、同程度の水準を確保しまして、今問題となっております耐震化率の向上と、あと子育て世代がゆとりある快適な生活を送れるように一定面積以上の広い住宅を確保することで、いろいろな選択肢があるかと思うんですが、そういった選択肢が幾つかありますので、そういったのを検討しながら最善の方法を検討して進めたいというふうに考えております。

その中で建てかえということも一つの選択肢にはあると思いますが、今盛んに言われております、ストックマネジメントといいまして、既存住宅の利活用なども環境のためにも優しいですからそこら辺も検討しろという、そういう国策もございますので、そこら辺で検討して進めたいと考えております。

以上です。

議長（小川洋一君） 桑原勇一君。

〔13番 桑原勇一君登壇〕

13番（桑原勇一君） ゆとりある広い住宅、非常にこれはそれを目指してやっていくんだと思うんですけども、現在やっぱりあるものを広くするのはなかなか難しいなと、こう思うんですね。

それで平成20年から21年ごろにかけて1戸建ての住宅をつくったと思うんですけども、非常にこれは人気があって満杯というかしているというようなことがありますけれども、これからやはり住宅を建てていくには今お話があったように耐震化、またバリアフリーの仕分けもこういったことはきちんとやはりやっていくのには結構お金がかかるということだと思うんですけども、あと民間のアパートというか、住宅、これは那珂川、小川地区、馬頭地区にはどのくらいあるのか、もし数をつかんでいてそこはほとんど満杯なのかまた余裕というか空きがあるのか、そういったものを町としても今後、住宅の解消につなげていけるのか、その辺もし、考えがあればお伺いいたします。

議長（小川洋一君） 建設課長。

建設課長（塚原富太君） 子育て世代は結構広い面積が必要でございまして、今私どもで考えているある程度憩える住宅というのは、4人家族で50平米程度の住宅です。最近建設しました町有住宅なんですが、南町住宅、こちらは結構ゆとりがありまして、現在満室の状態で、

家賃も若干高いわけなんですけど、大変人気があります。

民間住宅につきましては、町内で290戸前後ありまして、大体安いところで2万円で、平均しますと大体4万円から5万円になるかと思えます。町営住宅につきましては、3,000円程度から3万円程度が主流でございまして、それからするとかなり高くなっております。

それと空き家の状況なんですけど、大体20%ですか、2割程度が空き家になっております。やはり家賃が町営住宅に比べて高いということもあるかと思えますので、そういった状況になっております。

以上です。

議長（小川洋一君） 桑原勇一君。

〔13番 桑原勇一君登壇〕

13番（桑原勇一君） それではこの老朽化した住宅なんですけれども、これは今の空き家になっている住宅が何軒かあると思うんですけれども、この老朽化して今空き家になっている住宅について今後そのままにしておくのか、それを整備して新しく住宅をそこに建てていくのか、そういったことがやはり老朽化した住宅をあのままにしておく非常にその近くに住んでいる方は、いつ台風がもし来てその空き家になっている住宅が壊れるか危険であると、早く何とかしてほしいというような声が町民から出ておりますけれども、この辺の対策について今後どのようにしていくのか、お伺いをいたします。

議長（小川洋一君） 建設課長。

建設課長（塚原富太君） 特に本町におきまして老朽化住宅で問題になっている住宅が愛宕住宅とか、あるいは三枚畑住宅があるわけなんですけど、もう築40年も50年もたっていて、もう修繕に耐えなく耐震化も満足していないということで、除却を予定しております。

ただ、除却するにしても移転先までの家賃の差額は、5年間保障しなくてはならないということがありますので、できれば移転先を確保して、そこに移転していただいて古い住宅を除却し、住みやすい住宅を提供していきたいという考えを持っております。

過去に取り壊した住宅は、富士見住宅といいまして、高野病院の反対側に住宅があったわけなんですけど、あそこはちょうど平成5年に除却したわけなんですけど、そのときはやはり移転先としてまして雇用促進住宅とかそういったところを当てがったという、そういった経過はございます。

以上です。

議長（小川洋一君） 桑原勇一君。

〔 13番 桑原勇一君登壇 〕

13番(桑原勇一君) 築40年、50年がたっているといふことで、やはりそこを取り壊す云々するにはやはり移転先が大変な問題だと思うんです。やはりこれは移転すれば今住んでいる家賃よりもかなり高くなるのは当然だと思うんですけれども、その移転先をどのように町では今後考えていくのか、この間の下野新聞を見ると那須町では雇用促進住宅を買うというようなことが新聞に載っておりました。那珂川町でもそういうことが話にのっておりますけれども、やはりその辺も今後考えて、移転先としてそういったことを考えているのかどうかその辺もし話のできる云々があれば話を聞きたいと、こんなふうだと思うんですけれども、その辺の計画について今後どのように住宅問題について考えているのか、もしわかればお伺いしたいと思います。

議長(小川洋一君) 町長。

町長(川崎和郎君) 築後40年、50年という、例えば愛宕住宅を初めとしてそういう住宅がかなりの戸数残っております。ただ、家賃については、3,000円程度というようなことで、すから非常に安いんですけれども、今の時代に即した住宅とは言えない、そういうふうなことで、早いところそういうふうな住宅は撤去をしてその跡地の有効利用等も図れる、そういうふうなことで、では今入っている方をどういうふうに移転してもらうか、そういうふうな面では、今の雇用促進住宅等を取得してそういうふうなものを活用して快適な生活ができるような、そういうふうな方向づけをしていくべきではないかと、このように考えております。

13番(桑原勇一君) 終わります。

議長(小川洋一君) 13番、桑原勇一君の質問が終わりました。

ここで休憩をいたします。

再開は、11時5分といたします。

休憩 午前10時51分

再開 午前11時05分

議長(小川洋一君) 再開いたします。

福 島 泰 夫 君

議長（小川洋一君） 7番、福島泰夫君の質問を許可します。

福島泰夫君。

〔7番 福島泰夫君登壇〕

7番（福島泰夫君） 7番、福島泰夫でございます。

本定例会最後の一般質問になりますので、明快なご答弁をお願いいたします。

通告書に従いまして質問をさせていただきますが、最初に、質問に入る前に字句の訂正をお願いいたしたいと思います。

15ページのケーブルテレビについての質問のうち、下から4行目、「生中継や規格画番組」とありますが、その規格番組の規格、これを企てるほうの企画に訂正していただきたいと思います。

それでは質問に入らせていただきます。

那珂川町には町営バスやコミュニティーバスのように公共交通機関、いわゆる路線バスとして使われている車両や、スクールバスとして使われている車両のほかに、町有バスとして各種団体の研修や学校行事等、幅広く町民に利用されている車両があると認識をいたしております。いずれも通学や町民の生活、あるいは人材育成等重要な役割を果たす財産と考えますが、これらのうち町有バスについてお伺いをいたします。

まず1点目は、町民が利用できる町有バスは現在何台あり、その大きさといいますが、規格はどのようになっているかお伺いをいたします。

2つ目は、それぞれのバスの年間利用頻度はどのようになっているかお伺いをいたします。

3つ目として、町民が町有バスを利用するに当たっての利用規定や走行できる範囲、これはどのようになっているかお伺いをいたします。

4つ目といたしまして、相当古いバス、老朽化したバスもあるように思えますが、増車、あるいは更新の予定があるかお伺いをいたします。

大きな2つ目でございます。

小学校の英語教育について。この質問は3月定例会の質問の追跡質問でございまして、今回の私の質問のメインであったわけでありましたが、図らずも今回益子議員も同様の質問しておりますので、1回目の答弁は重複する部分はお答えいただかなくて結構です。

昨日の益子議員への答弁を要約いたしますと、昨年までは英語を母国語とする町職員が外国語活動として小学校低学年から高学年まで巡回をしておりましたが、21年度は5、6年生

のみコミュニケーションをとりやすいということで日本人教師が週1時間巡回している。小学校低学年や幼稚園、保育園児は全くネイティブスピーカーとの接触はなくなったが、後期からネイティブスピーカーの採用を検討し、10月から保育園や幼稚園も巡回できるように検討していると答弁されたと理解してよろしいか、お伺いをいたします。

大きな3つ目でございます。

ケーブルテレビについて。那珂川町の新たなケーブルテレビの本格放送を始めて5カ月が過ぎました。基本料金が3カ月は無料でしたが、いよいよ課金されるようになりました。インターネットが早くなった地域のイベントや学校行事など、身近な情報が茶の間で見られるようになったなど評判がよい部分もありますが、なれるに従いましてさまざまな声を聞くようになりました。その幾つかについてお伺いをいたします。

まず1点目は、ニュース番組は取材班は2組あると思われませんが、連休中や各地で祭りやイベントが行われるときなどは町内を回り切れないこともあるであろうと思います。そんなときどうしてもみんなに見てほしい、このような情報があるときに、カメラの貸し出しや持ち込み情報も放送可能と考えておりますが、もしそうであるならば、その周知をケーブルテレビを使う、あるいは音声告知を使う、この方法でできないかお伺いをいたします。

2つ目としまして、生中継や企画番組といいますか、広報と一緒に配られる番組表に載っていない番組を放送するときは音声告知で知らせることができないか、お伺いをいたします。

3つ目といたしまして、このケーブルテレビを町民に理解を求める説明期間中に、将来的には安否確認や健康管理にも有効に活用するとの説明でございましたが、これらの新たなサービスの実現に向けての進捗状況はどのようになっているかお伺いをいたします。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

議長（小川洋一君） 答弁願います。

町長。

〔町長 川崎和郎君登壇〕

町長（川崎和郎君） 福島議員のご質問にお答えいたします。

私のほうからケーブルテレビについての3番についてまず答弁をさせていただきます。

第3点のケーブルテレビのアプリケーションにつきましては、現在独居老人や福祉対策を初め、地域、学校のイベント映像の情報共有や、農産物直売所の情報化等に取り組んでおります。

まずひとり暮らしの高齢者対策についてであります。ケーブルテレビの通信網を利用し、

屋内に取りつけたセンサーで異状を察知するものでありまして、システムの実証を経て11月から導入の予定をしております。

また、相互友好協定を結びました宇都宮メディアアーツとの連携事業といたしましては、小・中学校の子供たちの様子や行事をケーブルテレビやインターネットで紹介するモデル事業を展開中です。年内には映像配信ができるものと考えております。

農産物直売につきましては、各生産者の作物別販売高をデータ化し、出荷や生産の管理により地産地消を推進しようとするもので、久那瀬直売所で運用を始めております。今後は導入が計画されておりますデマンド交通への活用など、計画に基づきサービス内容について検討し、順次事業化に向けて取り組んでいきたいと考えております。

議長（小川洋一君） 教育長。

〔教育長 桑野正光君登壇〕

教育長（桑野正光君） 私のほうからは英語教育、あるいは国際理解教育についてお答え申し上げます。

議員には本町国際交流事業等について、さまざまな場面でご協力、ご援助いただいておりますこと、まず感謝を申し上げます。

今回の質問でも、本町の外国語教育についていろいろお気遣いをいただいているところ、改めてまた感謝申し上げます。

先ほど昨日の益子議員のご質問について私のほうの答弁ですが、今福島議員さんのほうで要約していただいたとおりであります。ネイティブスピーカーの存在は、これはさまざまな面でメリットがあると思います。異文化に触れる、そして共生をしていくということがまず挙げられますし、そしてコミュニケーションを楽しむということ、そして積極的に自己表現をしていこうとする態度が養われる。そして何よりも子供のころからネイティブスピーカーに接することで臆することなくコミュニケーションがとれるという、これについては極めて重要なことだと、そう思っております。

旧馬頭町、旧小川町の時代から国際理解についてはいわば先進地であったと、そう思っております。それが今日さまざまな本町での国際理解の行事等に結びついて、そして地域の方々が積極的にホームステイなどを受け入れてくださっているという、そういうことへのあらわれだと思っておりますので、これからもこれについては十分遅滞なく進めていきたいと考えております。

学校のほうでは、1学期は、昨日も申し上げましたように前倒しで実施される5・6年生

の外国語活動に全力を挙げるということで今年は取り組んでおります。いろいろな制度面で準備が不十分であった中での外国語活動のスタートでありましたので、財政的な裏づけ等も大変苦慮しているところであります。

1学期の段階では5・6年生ということでやっておりますが、各学校からあるいは幼稚園等からも低学年、中学年へ、それから幼稚園のほうにもぜひ外国の文化に触れる機会を検討してほしいという要望もありました。したがって今後10月を目途に人材の確保に努めていきたいと考えております。

なお、町職員の昨年までの巡回については極めて有効であったと思っておりますけれども、現在他の部署において国際理解、または文化活動等で大いに力を発揮し、それでそのかわりとして子どもは学校に迷惑をかけないような形で、代替のネイティブスピーカーの雇用に向けて努力をしていきたいと思っておりますので、ご理解ください。

以上です。

議長（小川洋一君） 総務課長。

総務課長（佐藤良美君） それでは第1点目の町有バスについてのご質問にお答えいたします。

当町の所有しております町有バスにつきましては、37人乗り、中型バスであります。2台でございます。

年間の利用状況についてであります。平成20年度の利用実績で申し上げますと、総務課で管理をしております中型バスにつきましては、年間利用日数は154日であります。うち町内利用が20日、県内利用が116日、県外利用が18日であります。

また、小川庁舎のほうで管理をしております中型バスにつきましては、年間利用日数は140日で、うち町内利用が28日、県内利用が97日、県外利用が15日であります。

利用目的及び団体につきましては、特に小・中学校における部活動の遠征や学校行事が大半を占めております。

またその他教育委員会事務局主催の事業、また各種団体の視察研修等に利用をいただいているところであります。

続きまして、利用規定や走行範囲についてであります。町有バスの利用につきましては、那珂川町町有車両管理規程に基づいて運行をしております。なお運転業務につきましては、シルバー人材センターに委託をし、これにかかる経費、燃料等につきましては使用者負担となっております。

また走行範囲につきましては、特に定めがありませんが、特に遠距離運行となる県外の利用などについては、目的地までの道路、交通事情及び走行距離などを総合的に判断するものとして、運転業務を委託しているシルバー人材センターとの協議に基づき、運転の業務の安全性を考慮しながら、関東近郊までを基本に運行することとしております。

次に、増車あるいは更新計画についてであります。増車につきましては現在計画がありませんので、当面は現在のバス2台と必要に応じては町所有のワゴン車が2台現在ありますが、これらの活用によりまして対応してまいりたいと考えております。

また、更新計画であります。総務課管理の中型バスにつきましては、初年度登録から既に20年4カ月が経過をしているということで走行距離が30万キロを超える状況でありまして、かなり故障等も多く発生しているのが現状でございます。

また、排出ガス規制など環境対策においても支障を来しておりますので、今回の地域活性化・経済危機対策臨時交付金における環境対策の一環といたしまして更新をいたしたく、本議会に提案をする補正予算に計上をさせていただきましたので、よろしくようお願い申し上げたいと思います。

以上です。

議長（小川洋一君） ケーブルテレビ室長。

ケーブルテレビ放送センター室長（郡司正幸君） ケーブルテレビについて、前段の2点について答弁いたします。

第1点のニュース番組は、現在スタッフ5名で制作をしております。那珂川町になりまして取材範囲も広がりましたが、スタッフの努力によりまして何とかカバーしているところであります。

カメラの貸し出しや持ち込み情報に関しましては、視聴者参加型の番組づくりの観点から継続して実施しているところであります。地域の話題等の情報提供のお願いとあわせ、ニュースや文字放送増により周知を図り、町民の皆様から身近な情報を寄せていただくようお願いしてまいりたいと考えております。

第2点の音声告知につきましては、主として火災や災害など緊急を要する場合、選挙公報や水道の断水、イベントの実施の有無等の連絡に活用してまいりました。

高度化利用によりまして音声告知放送のための機器を馬頭庁舎、小川庁舎、消防馬頭、小川両分署に設置いたしました。現在庁内関係各課、機関と運用方法につきまして協議を進めているところであります。

生中継や企画番組の音声告知についても協議内容に加え検討してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（小川洋一君） 福島泰夫君。

〔7番 福島泰夫君登壇〕

7番（福島泰夫君） 3項目の答弁をいただきましたが、まず通告書の順番に従いまして再質問をさせていただきます。

まず、町有バスについて。

町有バスは、現在、本庁舎、小川庁舎分を含めて2台、そのほかにワゴン車があるということですが、片方のバスが非常に老朽化していて今回買いかえる、そのような答弁だと理解してよろしいかと思えます。

それで町民が各種の研修に行ったり、学校の部活の遠征に行ったり、また、あるいは小学校や保育園、幼稚園児が遠足に行く、あるいは果物狩りに行くとか、そのようなときに幅広く使われて利便性が図られていると認識をいたしておりますが、馬頭地区の小学校にスクールバスが導入されてからは、登下校以外の時間は部活の遠征にも使えるということで、若干、緩和されたのではないかと認識しております。

それで部活の遠征とか、あるいは海外研修の成田空港までの送迎とか、こういうときにも使っているかと思えます。

バスの購入の件についてですが、そのようなときに部活によっては非常に大きな荷物がある、たくさんの荷物がある、あるいは海外研修のときは大きなバックがある、そういうことで、バスとは別に荷物の車が行かなければならなかった、このようなことも何度かあったと聞いております。そういうことでもし今回更新する補正に上がっているということでございますが、更新する場合はこのようなことにも配慮してバスの大きさ、これを決めていただきたいと思えますが、いかがお考えかお伺いいたします。

議長（小川洋一君） 総務課長。

総務課長（佐藤良美君） 今回更新を計画しておりますバスにつきましては、やはり30人から35人乗り程度の中型バスを計画しております。その中で今ご指摘のありました貨物が積める部分を確保するというので構造上できる限り貨物ができるような改良をした車を購入していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（小川洋一君） 福島泰夫君。

〔 7 番 福島泰夫君登壇 〕

7 番（福島泰夫君） 今の答弁で貨物が積める、従来の車よりは荷物が多く積めるであろう、そういう車に更新するということがよろしいですね。

それで今車は古い車を買いかえると税制面で優遇される、乗用車などですとそういうことでございます。新聞折り込みの中にも税制面で幾ら安くなるから皆さんいかがですかとかそういう広告が見えますが、この町有バスについてはそのような措置がなされるのかどうか、お伺いします。

議長（小川洋一君） 総務課長。

総務課長（佐藤良美君） 今回購入するバスについては経過が先ほど申し上げましたように20年以上経過しているということで、今回の13年以上の車が対象となる補助制度、補助関係あるいは取得税、自動車重量税の軽減措置につきましては今回も該当するということでございます。

ただし、当然今年度中の納車ということで契約をしていくということでございます。

なお、現在情報を得ている中では、補助としまして約80万円程度が軽減されるのではないかと考えております。

議長（小川洋一君） 福島泰夫君。

〔 7 番 福島泰夫君登壇 〕

7 番（福島泰夫君） 更新については大体理解をいたしました。今答弁のように、なるべく早く対処して下さることを要望いたします。

それからバスの利用頻度、それから利用規程、走行範囲、こちらの質問ですが、利用頻度については先ほど課長の答弁のように、片方のバスが154日、片方が140日、大体バスの利用が土日、あるいは連休とか、そういうところに集中することを考えますと、かなり利用日数は多いのではないかと思います。

それから、利用規程は規程があってそれに従ってやる、燃料代と運転手の費用を利用者が負担する、それから走行範囲は特に定めはないが、道路事情あるいは交通量あるいは走行距離、これによって、運行を委託しているシルバー人材が決定する、そういう答弁でよろしいですか。

これは特に定めはない、道路事情、距離、その距離について関東近郊ということですが、もうちょっとはっきりした数字を出していただくと町民にわかりやすいのではないかと思います。

それと申しますのは、多分昨年だったかと思いますが、町有バスを利用したいという団体がありまして、総務課のほうに申し入れましたら、総務課はいいだろうと、ただ運行する側が遠いからという理由で断られた、このような経緯がございます。ですからそこもどこからどこまでだったらいいよ、あるいはここから先に行ったらだめだよ、そういうようなはっきりした範囲を決めていただけるとよろしいかと思いますが、いかがお考えでしょうか。

議長（小川洋一君） 総務課長。

総務課長（佐藤良美君） 走行範囲につきましては先ほども申し上げましたように、現段階ではただいま福島議員がおっしゃったような明確な基準はございません。ただ、当然遠距離、1日の走行距離が300キロを超えるような場合には運転手を2名つけるとか、そういった申し合わせはしてございます。

さらに当然シルバーの運転手ということで年齢的にも高齢であるということもありまして、現段階ではやはり運転手さんのほうの都合によりまして走行範囲をシルバーのほうで判断をいただくという形になっておりますので、今後はその辺の明確な運行範囲等についても、ちょっと協議をしてみたいなと考えております。

議長（小川洋一君） 福島泰夫君。

〔7番 福島泰夫君登壇〕

7番（福島泰夫君） ただいまの課長の答弁で、300キロを超えたら運転手は2人つける、そのような答弁ですが、これまでに300キロを超えて、運転手を2人つけて利用された実績があるかどうか、お伺いいたします。

議長（小川洋一君） 総務課長。

総務課長（佐藤良美君） 現在までの実績につきましては、300キロを超えて2名をつけた実績はございません。

議長（小川洋一君） 福島泰夫君。

〔7番 福島泰夫君登壇〕

7番（福島泰夫君） 300キロを超えて2名をつけた実績はないということで、それからシルバー人材の中の人材ですけれども、高齢化が進んでいるということですが、現在団塊の世代の方が大量に退職をされている時代なので、シルバー人材の運転業務につきましても、探せば割と若い年齢の運転手が集まれる時代ではないかと思うので、そちらのほうもあわせてご検討いただきたいと思います。

これは答弁は結構でございます。

続きまして、小学校の英語教育についての質問でございます。

先ほど教育長から詳しく答弁いただきましたが、3月議会の答弁で、教員免除を有する者2名を採用し、巡回させるとのことでしたが、この点は、現在1名のような気がしますが、いかがでしょうか。

議長（小川洋一君） 教育長。

教育長（桑野正光君） 本来2名でスタートするべきところでありましたけれども、新学期が始まって人材の確保ができなかったということでもあります。特に外国語の教員免許状を持っている職員の採用が極めて難しい、と申しますのもどの市町も今年度から試行で始めておりましたので、昨日申し上げましたように、人員の確保が大変難しいというところでもあります。本町でも時間当たりの単価を上げるなどして改善はしておりますけれども、町間のものについては旅費が出ませんので、そういう点で地理的な制約が大変あるという、そういうことでございます。これは引き続き努力をしていかななくてはならないと思っております。

私どものこれはこれから大きな課題であると考えております。

議長（小川洋一君） 福島泰夫君。

〔7番 福島泰夫君登壇〕

7番（福島泰夫君） ただいま教育長から時間給の問題が出ましたが、確か記憶ではあの当時募集したときに時給950円という数字だったかと思えます。それで、そのころ時を同じくして、隣の大田原市では23の小学校があります。大田原地区、それから、湯津上地区、黒羽地区合わせて23の小学校があります。そこで、23の小学校に20人の同じような補助教員を募集しておりました。そのときの募集の時間給がたしか1,600円だったかと思えます。ただ単純にその1,600円と950円を額面どおりは判断はできないかと思えます。1,600円のほうが本当に必要な時間だけ、あるいは半日だけとかそういう可能性もありますし、単純には比較できないにしても、額面で教育長が待遇の改善も考えているということで若干の差はあったのではないかと思えますが、そういう情報は教育長は受けておりますかお伺いいたします。

議長（小川洋一君） 教育長。

教育長（桑野正光君） 隣接する他市町の情報を聞いておりますが、これについてもいろいろ私どものほうでも検討しておりますけれども、地域格差がそのまま教育格差にならないような形でこれから私ども努力していかななくてはならないと認識しているところであります。

議長（小川洋一君） 福島泰夫君。

〔7番 福島泰夫君登壇〕

7番（福島泰夫君） 次に基本的に5・6年生の英語の授業は担任の先生が指導して、その補助員として新しく採用された先生が働いていると考えておりますが、担任の先生が自分の都合で休むときなどは、その補助員の先生がおられてもその時間は休講になってしまうということを伺ったことがあります。それは本当でしょうか。またそうだとすればその補助員の先生に教員免状の資格が必要だと、この意味がどこにあるのかお伺いいたします。

議長（小川洋一君） 教育長。

教育長（桑野正光君） 今のご質問については、私のほうでまだ確認しておりませんので、これについては、実態を確認いたします。それで今ご指摘のように、不都合が起きないようなことでこれから対応していきたいと思っております。

議長（小川洋一君） 福島泰夫君。

〔7番 福島泰夫君登壇〕

7番（福島泰夫君） それでは実態確認ができていないということですが、例えば担任の先生が不在だった場合、この補助員の先生単独で授業ができるか、この授業というのは、チームティーチング、これが基本であります。こういう不慮の場合に単独でもできるのかどうかお伺いします。

議長（小川洋一君） 教育長。

教育長（桑野正光君） これは可能だと思っておりますので、これについても特に年間35週の時間を確保するために努力をしていきたいと思っております。

議長（小川洋一君） 福島泰夫君。

〔7番 福島泰夫君登壇〕

7番（福島泰夫君） それでは、新年度が始まってから那珂川町教育委員会発行の21年度教育要覧という冊子がありますが、それによりますと、各学校の教員に専門教科あるいは校務文書、このような欄に英語と書かれた先生が馬頭小学校と小川小学校に1名ずつ配置されております。これは偶然でそうなったのか、あるいは故意にというかわざと配置をしたのか、お伺いをいたします。

またその英語と書かれた先生の役割はどのようなことか、お伺いしたいと思います。

議長（小川洋一君） 教育長。

教育長（桑野正光君） ご指摘のように那珂川町では小学校の教諭の中で英語の免許を持っている者は2名であります。したがって、昨年度の町の人事異動によりまして、馬頭小学校、小川小学校にそれぞれ、意図して配置をいたしました。これは両地区の中心校の教諭

として新しい外国語活動のスタートに当たりまして円滑にいくように、それぞれまとめ役という形で配置をいたしました。

今後とも、この役割はますます大きくなるのではないかと考えております。

議長（小川洋一君） 福島泰夫君。

〔7番 福島泰夫君登壇〕

7番（福島泰夫君） 昭和60年代から平成初期のころ、合併前の旧馬頭町、旧小川町、ここには国際交流員、あるいはALTの先生が配属されておりました。その当時に幼稚園や小学校でこの国際交流委員やALTの先生と遊んだ子供たちが現在もう既に成人されまして役場職員や保育園の先生になっている年ごろになっています。あのころの時代と今の外国語に対する町の対応をその方々が比較してよくなったなと感じている方は少ないかと思うんですが、その点について教育長いかがお考えでしょうか。

議長（小川洋一君） 教育長。

教育長（桑野正光君） 今ご指摘のとおりであります。海外に派遣した当時の中学生たちが既に成人し、そして役場の職員等になって、さまざまな形でボランティア活動などで協力してもらっていること、大変ありがたく感じております。今後ともこの国際理解教育については、継続をしてさらに進めていかななくてはならないと、そんなふうに思っております。

ここで途切れることがないようにしていくというのが私どもの務めでありますので、今後ともこれについては力を注いでいきたいと考えております。

議長（小川洋一君） 福島泰夫君。

〔7番 福島泰夫君登壇〕

7番（福島泰夫君） 私は、議会の中で議会の広報委員として広報の編集等に携わらせていただいております。委員長は益子議員であります。その中で、議会の広報委員会で、毎回一般町民の方にアンケートをとっております。アンケートの中身につきましては、文字の大きさやレイアウト、これがいかがかとかいろいろな意見を出していただいております。

議会だよりの内容についてのお答えがほとんどでございますが、中には町政に対するいろいろな点あるいは苦言を書いてくださる方もございます。その中に県北地区からこの那珂川町、馬頭地区に嫁いでこられた方のご意見ですが、嫁いできた当初は、那珂川町、旧馬頭町は非常に外国語教育に熱心でうらやましいねとよその人から言われた。でも今は私がよその地区の人にそういうふうにする立場になってしまった、そういうご意見がありました。

それと、今回一般質問で益子議員と私が時を同じくして同じような質問をしました。同じ

ような質問をするというのは、小学校の英語教育について満足しているから質問するのではなくて、満足していないから質問をするわけでございます。教育長の今までの答弁の中で、ずっと過去よりも若干いろいろな諸般の事情で悪くなった、そのような答弁がありました。2人の議員から時を同じくしてこよのような問題ができ質問が出る、これをどのようにお考えか。そしてALTと申しますか、ネイティブスピーカーを今年度の後期に採用を検討しているというお話でしたが、それが今回質問したから考えたのか、あるいは当初予算にも補正予算にも載っていない、そのようなネイティブスピーカーの採用であります。それをどのような経緯で検討されたか、お伺いいたします。

議長（小川洋一君） 教育長。

教育長（桑野正光君） まずネイティブスピーカーの雇用についての予算面ですが、これについては課長のほうから答弁いたします。

私どものほうでもその外国語あるいは国際理解協力が十分でないということは認識をしております。それも人材確保ということからさまざまな点で私ども苦慮しているところでありますけれども、なかなかこれも難しい側面がありまして、昨年度は中学校のALTについては年度途中で交代をするというようなこともありました。過日の読売新聞の社説で、7月22日ですけれども、質の高い外国人指導助手をというタイトルで出ておりましたけれども、各学校でALTをそれぞれ雇用してやっているわけですけれども、必ずしも質が安定していないということでもあります。

例えばこの論説ですと、研修を受けておらず日本語が全く話せずに教師との意思疎通を欠く外国人助手や、発音に癖があって初めて英語を学ぶ児童の指導に不的確な助手もいるというようなことでありまして、地域的な制約のなどさまざまな点で私ども本当に苦慮しておりますけれども、これは子供たちにとって、不利益にならないようなことでALTについては努力をしていきたいと思っております。

これについて質問があったからかということではありますが、これについてはちょうど半年の後期からということ考えておりましたので、予算についてもこれは別途申し上げますけれども、ALTについては予算を確保してございましたが、それについて詳細は課長から答えます。

議長（小川洋一君） 学校教育課長。

学校教育課長（荒井和夫君） 予算の関係ですが、英語補助員の予算については小学校費で計上しております。小学校費の学校管理費の学校管理諸費の中で賃金で計上しております。

以上です。

議長（小川洋一君） 福島泰夫君。

〔7番 福島泰夫君登壇〕

7番（福島泰夫君） 予算については当初からあったと、そう理解をいたしました。

本来であれば当初から予算がついているのであれば、外国語を話せるネイティブスピーカーを雇う、これは最初から表に出して書いてもよかったのではないかと思います。

それと、教育長の答弁で後期からネイティブスピーカーを雇うとありますが、確認の意味でこの方は保育園、幼稚園と小学校低学年のみを回るのか、あるいは5・6年生まで含めて回るのか、きのうの益子議員への答弁の中で、ちょっと理解できなかったものですから、ご答弁をお願いいたします。

議長（小川洋一君） 教育長。

教育長（桑野正光君） これについては、低学年あるいは幼稚園、保育所等にも回ることでありますけれども、今日本人のほうがありますが、一緒に同行して教室で会話をするというようなことも含めて、これは柔軟に対応していきたいと考えております。

議長（小川洋一君） 福島泰夫君。

〔7番 福島泰夫君登壇〕

7番（福島泰夫君） それでは、後期から雇うネイティブスピーカーは5・6年にも現在の補助員の方と同行するという認識でよろしいですか。

議長（小川洋一君） 教育長。

教育長（桑野正光君） そのとおりです。

議長（小川洋一君） 福島泰夫君。

〔7番 福島泰夫君登壇〕

7番（福島泰夫君） それだと現在の補助員の方1名ということで、一緒に常に同行していたら、当然低学年あるいは幼稚園、保育園まで時間的に回り切れないのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

議長（小川洋一君） 教育長。

教育長（桑野正光君） 既に小学校のほうは、年間を通しての時間割がありますので、それはなかなか異動することが難しいかと思っておりますので、学校の事情に合わせながら常時ということではなくて、あくまでもこれは低学年あるいは幼稚園、保育所等を中心にするというふうにしてお考えいただければと思います。

議長（小川洋一君） 福島泰夫君。

〔 7 番 福島泰夫君登壇 〕

7 番（福島泰夫君） 大体理解をいたしましたし今後の推移を見守りたいと思います。

それと最後ですが、中学校の A L T についての質問ですが、昨日の益子議員への答弁の中でも、ことしは、A L T の奪い合い、これが非常に激しくてなかなか人材の確保が大変だということでございます。

それで、当町の中学校への A L T が昨年度と本年度、多分派遣会社が変わったかと思うんです。そのかわった理由は、本来でしたら同じ会社が同じカリキュラムの中で継続するほうがいいかと思うんですが、それがかわった理由、それは教え方のせいか、あるいは質のせいか、委託料、賃金のせいか、あるいは奪い合いのせいか、いろいろ原因は考えられますが、どれに当たるかご答弁願います。

議長（小川洋一君） 教育長。

教育長（桑野正光君） 確かに、昨年度とかわりました。そのかわった理由は先ほど申し上げたように、年度途中で交代するというようなこともありました。そういうことも踏まえまして、しかも近隣の市町の実績等を勘案しまして、本年度の委託の会社を決定をいたしました。現在のところ小・中学校からはそれぞれ人材としてすぐれているという評価を得ているところであります。

議長（小川洋一君） 福島泰夫君。

〔 7 番 福島泰夫君登壇 〕

7 番（福島泰夫君） 小学校の英語教育については以上にいたします。

次に、ケーブルテレビについてでございますが、先ほど担当課長のほうから答弁をいただきまして、持ち込み情報、あるいはカメラの貸し出し、これを周知して視聴者参加の番組づくりを進めていく、こういうご答弁だったかと思えます。

これは積極的に進めて、自分たちのケーブルテレビだという、こういう認識を町民の方に持っていただくためにも、有効な方法であるかと思えますので、よろしく願いたいと思います。

それから、生中継や企画番組の番組内容を音声告知で知らせられないか、この点でございますが、先月子ども議会が開かれましたときに、確か朝のうちに音声告知で本日子ども議会が開かれて、それがケーブルテレビで生中継されますというような放送があったかと思えます。あれを流したことが非常に評判がよくて、もし普段番組表に載っていない番組をやるよ

うなときはそれで知らせてくれるとありがたい、そのような町民の声が聞かれましたので申し上げます。

これについては、あの子ども議会が音声告知で流されたからよかった、これを聞いたのは私だけなのか、あるいは、担当のほうでも把握しているのか、お伺いいたします。

議長（小川洋一君） ケーブルテレビ室長。

ケーブルテレビ放送センター室長（郡司正幸君） 評判がよかったという話は議員さんからお聞きいたしました。そのほか告知があったので見たというような方もおりました。

議長（小川洋一君） 福島泰夫君。

〔7番 福島泰夫君登壇〕

7番（福島泰夫君） 先ほどの持ち込み番組の件でございますが、例えば球技大会等がありまして、それが複数日にまたがる場合、普通開会式とか、その日の午前中の試合とか、その部分は大体ケーブルテレビが取材に行って放送できるわけでございますが、2日目、これは普通はよそのイベント等に行って、決勝戦等は取材できない、このようなことが多かったかと思えます。

そのようなときに持ち込みで、今はカメラの性能もよくなりまして、ハンディムービーとか、親御さんでもプロ並みの腕を持った方もいます。そういう方が撮りました映像をケーブルテレビ放送局に持って行ってそれを流せば球技大会の映像に映る部分は1回戦くらいの試合で、決勝戦とか準決勝というのは、ただ文字でどこが優勝しました、どこが3位でした、このような放送だったのが多かったような記憶があります。ですからそれを織りませますと本当に臨場感がある番組制作ができるんじゃないかと思えますのでよろしくお伺いしたいと思えます。

それから、最後の新しいサービスについてでございますが、町長よりいろいろ答弁がありまして、平成17年に合併してから人口は既に1,000人以上減っております。そして、逆に世帯数はどんどんふえております。こういう現象から、核家族化あるいは老人世帯がふえている、そういうことで早急に安否確認、あるいは健康管理、このようなサービスは早急に必要かと思えますが、これを数値的な年次目標で現在のところ出せる予定があるか。1つはその安否確認らしきことは、ことしの11月ころからというお話を伺いましたが、これはどのようなシステムで行われるか、お伺いしたいと思えます。

議長（小川洋一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（小室定子君） それでは安否確認のほうなんですけれども、ただいま実施し

ておりますのはペンダントとか、ボタンを押して緊急を知らせるという方式なんですけれども、今回はケーブルテレビのインターネットを使いまして、その対象者の自宅にいろいろな場所にセンサーを張りつけまして、動くとその動く量によってデータが積み重なって、何時ころはどこの部屋にいたというのがわかるようなシステムというのを今考えているところでございます。

で業者がおりますので、プロポーザル方式で業者のほうは決めていきたいと思っておりますけれども、今までですと本人が押さなくてはだめだったものが、自動的にそのセンサーによって動かなくなった場合に業者のほうから連絡がつくというような形になるかというふうに思っております。予定としては11月というふうになっております。

そのあと健康管理についてということもございましたけれども、こちらについてはただいま具体的な検討はしておりませんが、以前に西会津村とかそういうところに研修に行ったことがあったというふうに伺っています。そういうところは村の診療所があたりまして、双方向性でお互いに顔を見ながらデータを受け取ったりいろいろしながらお医者さんとの関係もきちっとできるというところで有効だったと思うんですけれども、当町におきまして考えてみますと、やはりそのデータを分析する人なり、それから相対してテレビ電話になった場合には相対して処理する人間が必要になるということとか、それからかかりつけのお医者さんとの関係があるとか、それからあと1つは家にいて何度もできるという点では確かによろしいかと思うんですけれども、そういったのができると反対に高齢者の方が外に出なくなってしまわないかということも考えられますので、そういった意味で総合的にもう少し検討をしていかなければならないというふうに現在は考えているところでございます。

以上です。

議長（小川洋一君） 福島泰夫君。

〔7番 福島泰夫君登壇〕

7番（福島泰夫君） 健康管理については、もっと検討を重ねて確立していきたい、そのようなことだと思います。

安否確認については、インターネット回線を使うということで、普通独居老人あるいは老人世帯等で基本料金が減免、無料化されている世帯がたくさんあるかと思っております。この安否確認のシステムを導入するような家というのは、ほとんどがそちらに当たるような気がします。そういう中で、インターネット回線は、例えば基本料金無料の家庭でも、有料になると考えておりますが、この点はいかがでしょうか。

議長（小川洋一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（小室定子君） これにつきましてはやはり福祉の面から大切なことだと思いますので、町としてはこれを補助するという考え方で基本的には進めてまいりたいというふうに思っております。

議長（小川洋一君） 福島泰夫君。

〔 7 番 福島泰夫君登壇 〕

7 番（福島泰夫君） それではこういう家庭につきましては、インターネット料金、これは町が助成すると、こういう理解でよろしいかと思うんです。

それでは、現在把握している中でこのようなシステムが必要だと思われる世帯、これはどのくらいあるか、答弁をお願いいたしたいと思います。

議長（小川洋一君） 現在緊急通報装置を設置しているのが50か60軒ぐらいだと思いますので、そういった方々が対象になるかと思しますので、同じ数だというふうに推計しております。

議長（小川洋一君） 福島泰夫君。

〔 7 番 福島泰夫君登壇 〕

7 番（福島泰夫君） それでは今のような新しいシステム、これをなるべく早い時期に確立されまして、加入料金が無料期間というのが来年の3月まででございます。この間に多くの町民の方が加入していただけるような新しいシステムをしっかりと広報して実現していただきたいと思います。

そして本当に親しめる、役に立つケーブルテレビ、これを確立していただきたいと思います。

最後に1つ、今インターネットの那珂川町のホームページを開きますと、たくさんのバナーがついています、各課。その中にケーブルテレビ放送局が最近NACTVと書いています。これは、元の馬頭時代はCTBという略称で非常に親しまれておったかと思えます。これがNACTV、これは何と読むのか、ナックティービィと読むのか、NACTVと読むのか、これが正式な那珂川町ケーブルテレビの愛称になるのかお伺いしたいと思います。

議長（小川洋一君） ケーブルテレビ室長。

ケーブルテレビ放送センター室長（郡司正幸君） まだケーブルテレビとして発足いたしまして4月から新しいシステムになったわけでございます。愛称等につきましても将来的に募集といたしますかね、普及した段階で募集していこうということで考えておりますが、「なか

テレビ」というような形で、今多分出しているんだと思うんですが、申しわけございません。

議長（小川洋一君） 福島泰夫君。

〔7番 福島泰夫君登壇〕

7番（福島泰夫君） 正式な愛称ではないということで理解をいたしました。これから本当に愛されるケーブルテレビづくりに努力していただきたいと思います。

質問を終わります。

議長（小川洋一君） 以上で、福島泰夫君の質問が終わりました。

一般質問を終了いたします。

ここで休憩いたします。

再開は、13時15分といたします。

休憩 午後 零時04分

再開 午後 1時15分

議長（小川洋一君） 再開いたします。

議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（小川洋一君） 日程第2、議案第1号 人権擁護委員の推薦意見についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 川崎和郎君登壇〕

町長（川崎和郎君） ただいま上程されました議案第1号 人権擁護委員の推薦につきまして提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員は、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市町村議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならないと定められております。

今回人権擁護委員として推薦いたします堀江喜代美氏は、平成21年12月31日で退任され

ます岸礼美氏の後任でございます。堀江喜代美氏につきましては福祉問題に造詣が深く、更正保護事業にも大変熱心に取り組み、地域におかれましては人望も厚く、人格、識見ともに申し分のない方でございます。

今回、議会のご意見をいただき、法務省にご推薦申し上げ、法務大臣が委嘱することになっております。

なお、現在当町における人権擁護委員の方々をご紹介申し上げますと、大金 進氏、岡豊子氏、高林和男氏、長谷川久夫氏、薄井忠恵氏、高田敬氏、今回お願いいたします堀江喜代美氏の7名でございます。

ご賛同いただくようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

議長（小川洋一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（小川洋一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（小川洋一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第1号 人権擁護委員の推薦意見については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（小川洋一君） 日程第3、議案第2号 那珂川町監査委員の選任同意についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 川崎和郎君登壇〕

町長（川崎和郎君） ただいま上程されました議案第2号 監査委員の選任同意につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

監査委員の選任につきましては、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものとされております。

那珂川町監査委員のうち、現在ご尽力をいただいております識見者選任監査委員の小沼功一氏が平成21年11月27日をもって任期満了となります。つきましては、識見者より就任をいただきます監査委員の選任について、議案書の記載のとおり、引き続き、小沼功一氏にお願いしたいと考えておりますので、議会の同意を求めるものであります。

小沼氏は既にご承知のとおり、平成14年から旧馬頭町の監査委員を務められ、合併後においても引き続き監査委員として尽力され、那珂川町財政に精通されておられます。人格識見ともすぐれ、適任者としてご提案いたしますので、よろしくご審議の上、ご同意いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

議長（小川洋一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（小川洋一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（小川洋一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第2号 那珂川町監査委員の選任同意については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

議案第3号～議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（小川洋一君） 日程第4、議案第3号 那珂川町教育委員会委員の任命同意について、
日程第5、議案第4号 那珂川町教育委員会委員の任命同意についてを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 川崎和郎君登壇〕

町長（川崎和郎君） ただいま上程されました議案第3号及び議案第4号の那珂川町教育委員会委員の任命同意につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

このたび、教育委員として町教育の振興にご尽力いただいております永森正俊氏と平塚正一郎氏の両氏が本年11月28日をもって任期満了となります。

永森委員並びに平塚委員におかれましては、平成17年11月から4年間、新町那珂川町の教育委員としてご活躍をされました。

平塚委員におかれましては、引き続き委員としてお願いいたしたく、また、永森委員につきましては、後進に道を譲りたい旨申し出がありましたので、後任の委員として高田榮順氏を任命いたしたくお願いするものであります。

高田榮順氏は、38年間にわたり教職員として勤務され、この間、南那須教育事務所長も歴任し、学校教育振興のためご活躍をいただいた方であります。お二人とも教育行政に精通するとともに、教育に対する識見も深く、教育委員として最適任者であります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

参考までに現在の教育委員は、永森正俊氏、平塚正一郎氏、青柳久子氏、藤田峰子氏、教育長の桑野正光氏の5名の委員であります。よろしくご審議の上、ご同意賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（小川洋一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（小川洋一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（小川洋一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

採決は、1件ごとに行います。

議案第3号 教育委員会委員の任命同意については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

議案第4号 教育委員会委員の任命同意については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（小川洋一君） 日程第6、議案第5号 那珂川町国民健康保険条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 川崎和郎君登壇〕

町長（川崎和郎君） ただいま上程されました議案第5号 那珂川町国民健康保険条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

このたび、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布され、本年10月1日施行となりました。この政令の施行に伴いまして、那珂川町国民健康保険条例の一部を改正する必要

が生じたので、提案をいたすものであります。

この改正内容は、出産にかかわる被保険者等の経済的負担を軽減し、安心して出産できるよう、出産育児一時金の支給を本年10月1日から平成23年3月31日までの出産について、暫定措置として4万円引き上げるものであります。

なお、あわせて被保険者等が窓口で出産費用をできるだけ現金で支払わなくても済むよう、出産一時金の医療機関への直接支払い制度を新たに創設いたすものであります。

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。
議長（小川洋一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

大森富夫君。

17番（大森富夫君） 今まで実施した事業の上に4万円を上乗せするという事で非常によいことだというふうに思うんです。

これまで取り組んできたことですので、改めてお伺いするわけなんですけれども、1つはこの財源についてどういうふうにしていくのかという点です。

それから、今町長から出ました支給方法については、本人に渡すのではなくて、医療機関への直接支払いというようなことも打ち出しているということでありましてけれども、それも含めてこの支給方法について、手続きもあると思うんですけれども、その支給方法についてもう少し詳しく伺っておきたいというふうに思います。

それから、この条例改正文の中には被保険者であった者にもというふうに入っているんですけれども、そうすると国保から離脱した人にも支給するということになるわけなんですけれども、この点でももう少しわかるように説明を聞いておきたいというふうに思います。

これは国保の関係なんですけれども、出産に当たっては、国保加入者だけではないわけですね。過去に入っていた人もということもありますように、国保加入者以外にも出産する方というのは当然出るわけですね、こういった方々に対してはどのようなふうな対応になっていくのかも伺っておきたいというふうに思います。

議長（小川洋一君） 答弁願います。

住民生活課長。

住民生活課長（阿久津 実君） まず1点目の今回4万円引き上げられるわけですが、その財源はというご質問であります、2万円につきましては国庫補助でございます。

残りの2万円の3分の2につきましては、一般会計繰り出しの対象になります。

それから、残りの2万円の残りが3分の1につきましては、保険料負担という形になります。

それから、この4万円の引き上げ、それから直接支払い制度は国民健康保険に加入していないほかの保険に加入している方についても全く同じでございます。

直接支払いの手続きでございますが、医療機関のほうに行って医療機関のほうで直接支払いにするか、または今まで同様窓口支払いにしますかということが聞かれると思うんですが、そのときに直接支払いでお願いしますというような形になれば、それで直接支払いにしているだけというふうになっております。

以上でございます。

議長（小川洋一君） 大森富夫君。

17番（大森富夫君） 3点目、全く同じということですけども、国保以外の保険加入者はそれは町が関与しないのかという点と、実際にその申請手続をして病院であれ、町に来て手続きするのであれ、実際にこの出産育児一時金についての支払日ですね、1カ月後か2カ月後なのか、すぐに払うのか、その辺を確認しておきたいというふうに思います。

議長（小川洋一君） 住民生活課長。

住民生活課長（阿久津 実君） 国民健康保険以外の方につきましては町は関与しないのかということでございますが、町が関与するのは国民健康保険でございます。

それから、国民健康保険以外の方につきましては、それぞれの保険者のほうで対応になるということでございます。

支払い時期については翌月になるというふうに思っています。

直接支払いでございますから、これは普通の医者にかかるのと同じように医者のほうから専用の請求書が出てきて、それに対して払うということでございます。

この直接支払い制度でございますが、窓口で通常出産費用を用意していなくても4万円値上げされまして42万円まではお金を用意しなくても出産ができるという制度でございます。

以上です。

議長（小川洋一君） 大森富夫君。

17番（大森富夫君） 病院に入院して出産する方とかあるいは自宅というのはちょっと今の時代ではないかと思うんですけども、出産する場所によって費用も違ってくるかと思うんですね。

今答弁ではちょっとはっきりしないんですけども、手続をすればすぐに支払われるのか、

その手続をして、病院は本人が確認して、病院が直接受け取るということになれば、病院はそういうので済むんでしょけれども、その病院で直接支払いをしないで本人が受け取るということになると、とりあえずは病院に自分が支払った上で、出産育児一時金を支払ってもらおうと、還付してもらおうということになるんだと思うんですけども、その時期についてそれはどういうふうになるのかということです。それを伺っておきたいと思います。

それから、公務員とか民間の企業に勤めている方で国保に入らない方々ですね、それは全く同様ということで、同じようにそういうふうな形で支払われるとうことでいいんですか。

町としては関与はしないにしろ、ちょっとその辺の知識があったら伺っておきたいというふうに思います。

議長（小川洋一君） 住民生活課長。

住民生活課長（阿久津 実君） この直接支払い制度でございますが、被保険者によりましてはこういう制度がございまして、今まで同様で直接支払い制度を受けませんよという方につきましては、今まで同様でございます。

それから、町のほうで関与するのは国民健康保険の方でございますので、国民健康保険以外に入っている方につきましては、そちらの保険のほうの関係で同じような手続がされるのかなというふうに思っております。

以上です。

議長（小川洋一君） ほかにありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（小川洋一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（小川洋一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第5号 那珂川町国民健康保険条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（小川洋一君） 日程第7、議案第6号 那珂川町立学校の設置に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 川崎和郎君登壇〕

町長（川崎和郎君） ただいま上程されました議案第6号 那珂川町立学校の設置に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

東部地区3小学校の統合につきましては、昨年6月東部地区小学校統合検討委員会を設置し、協議検討を進めてまいりました結果、平成22年3月31日をもって3小学校を閉校とし、新統合校に大内小学校を使用し、4月1日開校することで、関係地域の合意が得られました。

この統合の結論に至るまで児童の保護者や地域の皆様のご理解とご協力に対し厚く感謝を申し上げます。

今回統合に際し、統合校の名称を「馬頭東小学校」とし、那珂川町立小学校の設置に関する条例の一部を改正する条例を提案申し上げるものであります。

条例の改正内容は、別表第1中、那珂川町立大内小学校から、那珂川町立大山田小学校までの項を「那珂川町立馬頭東小学校」の項に改めるもので、施行期日を平成22年4月1日とするものであります。

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明といたします。

議長（小川洋一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

大森富夫君。

17番（大森富夫君） 検討委員会を立ち上げて、住民の声を聞いてきた上で合意がなされたと言いますが、合意内容についてどういうふうになっているのか伺います。

それからこの教育内容というようことで、触れるわけなんですけれども、大内小は……

議長（小川洋一君） 大森議員、マイクが入っていないようですけれども。

17番（大森富夫君） 大内小学校は平成2年に僻地教育研究学校として当時の文部省からの指定校とされたということでありまして、大山田小は昭和61年に南那須へき地複式教育の発表会を開催しておりますね。そういう少人数、また複式学級のこういう現出による影響というのは子供たちの知力や体力上昇、そういうことにこの何らかの影響はあるかと思うんですけれども、そうでない学校との比較検討した場合にですね、特別そういう少人数、あるいは複式学級があったということそういう差が出るのかどうかという点で伺っておきたいというふうに思います。

3点目は、全戸ですね盛谷、大内、大山田と、全戸の対象のこの調査を統合について調査を行われたのかという点ですね、この点をどういうふうになっているのか伺っておきたいというふうに思います。

4点目は、大内小にまとめるということになるわけですが、そういうことになると、地域全体を見てみますと、必ずしも中心地にはないわけですね、大内小は。そういう点では、登下校におきまして、通学の関係でも非常に遠いところの人からすれば無理な点も押して統合に至ったというふうなことを感じるわけですが、この辺の検討はどういうふうにされたのか伺っておきたいというふうに思います。

議長（小川洋一君） 教育長。

教育長（桑野正光君） 今ご質問の統合にかかわることではありますが、統合当初の児童数は110名ほど今いるということではありますが、ご指摘のように少人数には少人数の学校のよさがありますけれども、過日も申しあげましたけれども、複式が発生するという、これは、子供たちが半分が自習の時間になるということでもありますし、しかも新しい学力の求めるものが、これは、グループ活動などをするというようなことで、適当な数が児童数がおりませんとグループ活動もできないという状態であります。

したがって、私どもは適正規模というときに、この3小学校の統合はやむを得ないというようなことで地元の理解を得たところであります。

この過程では今全戸対象のということではありますが、私ども何度にもわたりまして、保護者対象あるいは地域住民の方々を対象にそれぞれの地区に入りまして説明会を申し上げたりして、そして、合意を得たところであります。

この過程におきましてはさまざまありましたけれども、最終的にはそれぞれの地区から合意を得られたと思っております。

それから、統合小学校をどこに置くということで、校舎は大内小学校を使うということで、これは必ずしも中心地ではないのではないかとということでありまして、これも地域の方々に、あるいはPTAの方々に実際に学校を見ていただく機会をつくりました。町バス、あるいはスクールバスなどを借りましてそれぞれの学校を視察をするというようなことで、検討委員の方々にこれを最終的には選んでいただいたということでありまして。

校舎の施設、それから校庭、その他安全面等を総合的に考慮しての決定でありまして、これも検討委員の方々に選んでいただいたというプロセスがあります。

特に全戸調査という形は行っておりません。そのかわり先ほど申し上げたように、その地域に行きまして、何度も説明会などを開いて理解を求めたところです。

議長（小川洋一君） 大森富夫君。

17番（大森富夫君） 全戸調査をしていないということだと、全住民からの意見が反映されたというふうにはならないというふうに思うんですね。

そういうことですが、さらに3校の統合ということになるとこの子供たちだけではなくて職員数の合計も当然かわるわけですね。そこで伺っておきたいんですが、これは財政的な問題というような観点からですが、給与総額を今まで職員数が3校でこれだけあったと、1校になればこういうふうになるよと、当然なるわけですね。その点での金額というのはどういうふうになるのか。

それから、2点目は、児童の登下校に関してですが、

議長（小川洋一君） 大森議員に申し上げます。統合に関する全戸調査とか、職員数とかは、あと給与ですか、これは議題には入っておりませんので、そのことについては、質疑はないようにしていただきたいと思います。

17番（大森富夫君） そんなことはないと思うんですよ。みんな統合に関係してくることなんで、そういう話ではないと思うんですが、では質疑の意味がなくなってしまうですよ、関連する広範なことでも伺っているということですから。

議長（小川洋一君） この議案に係るものに質疑を行いたいと思いますので、よろしくお願いします。

17番（大森富夫君） 3校が統合されるんですから、ではその学校がなくなったところの人たちの問題が出てくるわけでしょう。児童の登下校についてどんな検討がなされたかということで2点目伺っているわけです。

当然、重大な問題になるわけですね。今まで歩いて帰ったこの……

議長（小川洋一君） 大森議員に申し上げます。これは執行部についても申し上げます。

議題外の質問については答弁の必要はありません。

17番（大森富夫君） 議題になってるでしょう、統合するんでしょう。

議長（小川洋一君） どうぞ質問してください。

17番（大森富夫君） 2点、伺います。

議長（小川洋一君） 教育長。

教育長（桑野正光君） ご質問の2点ありますが、通学の面については、これは通学部会を設置して立ち上げて既に検討をしております、安全、時間の面などこれ十分に配慮していきたいということで今対応しております。

給与について、教諭については、これは国と県が支出するものでありまして、町の財政支出は、教諭等に関してはありません。

議長（小川洋一君） 大森富夫君。

17番（大森富夫君） 議題を結論だけ出されてさあどうだと言われても私は質疑しようがないですよ。こういうふうに3校統合するんだから、それに関連して質疑になっているわけですから、これは何ら問題がないと思うんですよ。

今答弁なされたように統合するということをもとに決めた上でこの登下校のことについてもこれから検討部会で検討していくんだという話でしょう。これは統合自体がだから時期尚早というふうに私は思いますけれども、この点では教育長どうですか。

議長（小川洋一君） 教育長。

教育長（桑野正光君） むしろ私は遅きに失しているというふうに考えております。これからも私どもは子供の教育、機会均等ということを考えて、これからさらに本町全体の学校の整備計画をさらに進めていきたいと考えております。

議長（小川洋一君） ほかにありませんか。

大森議員は、3回質問しております。

質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

大森富夫君。

討論は、本案に対する反対討論を許します。

17番（大森富夫君） 教育長の答弁でも遅きに失していると、これは私は過激な答弁だと

いうふうに思うんですね。まず全戸の調査をしていないでしょう。その通学についてもこれから検討するんだという、通学部会で検討するんだということからみましても、十分な綿密な検討をした上で、統合というような住民合意がつけられていないというふうに私は強く感じますね。

統合自体がそういふうに3校なくなって、大内地区には、名称を変えてそこに行くんですけども、結局学校がなくなるということは私も小口の中学校がなくなった、そういうことで、見てみますと、非常にその子供たちが地域で学校でにぎやかにしている声が聞こえないというようなことを初め、あるいは通学のことで身近に学校があって、歩いて友達と通学するようなことが消えてしまうわけですね。それまで地域の人たちが子供たちが元気よく通っているなんていうようなことが見えなくなってしまうわけですよ。非常に地域における寂しさというそういう空気というのは、地域全体にしみ渡っていく。学校の存在が、その地域のコミュニティの中心的な存在でもあるものは消えていってしまうということで、その地域の絆というものが大きく損なわれると、そういう現象も実際出るわけですね。

私はそういう点を考えていますと、1つには、そういう広い地域大山田、盛泉と谷川、大内、大那地はもう既にはないですけども、こういう広い広大な地域で学校がただ1つしかないというそういうことを見ますとやはりこの1校にするということには、現時点では無理があるというふうに私は感じています。これが1点です。

2点目は、教育長の答弁にもありましたように、少人数だからこそこれはそのよいものが出るというふうなものもあるわけですね。実際一人一人行き届いた教育ができるということが、それが壊されてしまうわけですね。一面には、方向性としてはグループ活動を求めるというようなことで、そういうものがないということから、もう少し適正規模にしたほうがいいんじゃないかということではありますけれども、本当に少人数だからこそ行き届いた教育ができるというこの利点をこういう拡大な地域でもいいと思うんですけども、広い地域の中で1つにまとめるということによってそれが大きく変化してしまうという、こういうことになるわけですから、この点でも現時点での無理な統合ではなくて一人一人に本当に行き届いた教育をこそやったほうが私はいいいというふうに思うんです。

それから3点目は、先ほどちょっと触れましたけれども、学校の統合が学校だけの問題にとどまらず、地域のコミュニティの中心ということが失われていくという中一層こういう地域におきましての過疎の進行化これがあるのではないかとこのように強く感じます。

学校のないところに高手の里がこれから町に移住してきて住もうというような人でも、学

校がなくなっちゃったのかというようなことになるわけですね。これも考えものだというふうに学校のないところに移り住んでくるかなというようなことも考えてしまうわけです。そういうことでも一層の過疎化が進んでいくのではないかというふうに思います。

結局財政的なことでは国・県ということで3分の1に単純にですけども、財政的には国・県も助かるということで結局教育が安上がりになっていくという、こういうことになっていくんだというふうに思うんです。

私はそういうことを考えてみますと、統合という点では本当に慎重にやらなくてはならないと思っています。拙速さを避けてもう少しじっくり取り組んでもよいんだというふうに私は思います。地域に学校を残して、地域の隅々から子供たちの通学のときとか、遊びにしても運動会にしても、その地域地域で、地域の子供たちの声が聞こえるような行政を進めていくことこそが町本来の生き生きとした地域の子供たちが育つような、そういう教育に結びついていくのではないかというふうに思いますので、この統合については反対を表明いたしまして、私の反対討論といたします。

続いて、本案に対する賛成討論を許します。

阿久津武之君。

9番（阿久津武之君） ただいまの大森議員から反対の討論がありました。

確かに学校がなくなるということは非常に不安であるし、また地域のまとまりというか、そういう中での心配はあろうかと思えます。しかしながら、我々検討委員の中でも話し合いましたが、やはり、子供たちを第一に優先して考えていくのがこれからの小学校の学校教育のあり方だということの中で検討してまいりました。検討委員会はそれこそ何回も開きました。それで一つ一つの問題点をクリアしながら、また、教育長が先ほど答弁にありまして、中心部に集まりを持つのではなくて、地域に出かけて、いかに地域の人に出てもらってという方針の中で、わざわざ地域に出向いて、それこそPTA関係、自治会関係、区長会関係、また地域、そういう中で十二分に検討をいたしました。そういう中での結論でございます。

今後児童・生徒数の減少は免れないというのは避けられない状況であります。そういう中で、やはり適正規模での児童・生徒の健全な教育環境を整備するためにも学校の統合とありますが、それは避けられない状況下にあるというふうに思われます。そういう中で、検討委員会の中で十分に協議の上の結論でございますので、それを尊重いたしまして本議案には賛成の討論といたします。

以上です。

議長（小川洋一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（小川洋一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第6号 那珂川町立学校の設置に関する条例の一部改正については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（小川洋一君） 起立多数と認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（小川洋一君） 日程第8、議案第7号 那珂川町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 川崎和郎君登壇〕

町長（川崎和郎君） ただいま上程されました議案第7号那珂川町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の一部改正は、団員の定数の改正であります。那珂川町消防団は、604人の団員定数で、平成18年4月1日に発足しました。以来3カ年が経過した今年度当初で実団員数が547名であります。地元消防団では、団員確保に努力しているところですが、社会情勢の変化、勤務体系の多様化等により、団員確保に苦慮しているところであり、毎年20人前後の団員が減少しており、今後も団員数の増が見込めないのが現状です。

また、消防団員等公務災害補償等負担金については、条例定数で算出される点を考慮し、消防団員の条例定数を現状に合わせた549人と定めるものであります。

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（小川洋一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

大森富夫君。

17番（大森富夫君） できればこの定員削減した分団ごとの人数を議会のほうに示していただきたいというのが1点です。

それから、この55人定員削減した場合に実定員枠が547名ということですから、549名にしても2名まだ定員に満たないというのが現状、これが実態なんだというふうに思うんですけども、そうすると年間の財政負担というのは実質上はさほど変わらないということになるんだと思うんですけども、それも確認しておきたいというふうに思います。

3点目は、団員が減るということは、それだけで済むはずはないんですね。実際には消防車の稼働とか、この前も私消防小屋の隣に住む方から言われたことがあるんですけども、目の前で火事が起きているんですよ。起きていて通報しても、その消防が戸が開かないで一番近いところの消防車が出動できないという、こういう事態を言われたことがあるんですね。結局そのくらい勤務状態の違いとか、実際に団員にはなっていないということによってそういう事態も実際に起きているんですね。だから定員削減をその実態に合わせたということなんだろうと思うんだけど、その消防自動車などの機動性についての影響というのは、当然出て来るわけですね。

議長（小川洋一君） 大森議員、簡潔にお願いしたいんですけども。

17番（大森富夫君） その支障は来さないのかという点です、3点目は。そういうことです。

議長（小川洋一君） 総務課長。

総務課長（佐藤良美君） まず、各消防団の各分団の定数でございますけれども、現在の状況で最低限1分団を35名は確保しようということで35名の分団から一番多い分団で65名の分団ということで、それぞれ各分団ごとに現況を把握しながら定数を定めております。

なお、詳細に各分団の数につきましては、あとで資料を提供していきたいと考えております。

さらに、今回の団員の定数の改正に伴って経費の関係でございますが、当然議員ご指摘のとおり通常の経費につきましては現況で今進められておりますので変わりはありませんけれども、先ほど申し上げました消防団等公務災害補償等負担金につきましては、条例定数によりまして支出をするということでございまして、これらにかかる経費が1人当たり約2万円

程度かかっております。今回の減によりまして約100万円程度の削減が図られるということでございます。

さらに、現在のような消防団員の数での消火活動、災害時の対応ということでございますが、これらについては消防団のほうでも鋭意努力をしております、できるだけその団員確保をして、最低限の活動ができるよう努力をしているところでございます。

以上です。

議長（小川洋一君） 大森富夫君。

17番（大森富夫君） この団員削減によって常備消防との関係は何か変化があるんでしょうか。実質上人数がこの条例を変えただけで内容は実際にもう減ってしまっているわけだから、それでやってきたわけだから、常備消防との関連性というのはさほど変わらないような気もするんですけども、ちょっとその辺を説明してください。

議長（小川洋一君） 総務課長。

総務課長（佐藤良美君） 議題外かとは思いますが、当然議員ご指摘のとおり現在の547名の体制で消防団は活動しているということで、現在と同様に広域消防とも連携を図ってやっていくという状況でございます。

議長（小川洋一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（小川洋一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（小川洋一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第7号 那珂川町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

議案第 8 号～議案第 12 号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（小川洋一君） 日程第 9、議案第 8 号 平成21年度那珂川町一般会計補正予算の議決について、日程第10、議案第 9 号 平成21年度那珂川町国民健康保険特別会計補正予算の議決について、日程第11、議案第10号 平成21年度那珂川町老人保健特別会計補正予算の議決について、日程第12、議案第11号 平成21年度那珂川町簡易水道事業特別会計補正予算の議決について、日程第13、議案第12号 平成21年度那珂川町水道事業会計補正予算の議決について、以上 5 議案は関連性がありますので、一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 川崎和郎君登壇〕

町長（川崎和郎君） ただいま一括上程されました議案第 8 号 平成21年度那珂川町一般会計補正予算の議決について、議案第 9 号 平成21年度那珂川町国民健康保険特別会計補正予算の議決について、議案第10号 平成21年度那珂川町老人保健特別会計補正予算の議決について、議案第11号 平成21年度那珂川町簡易水道事業特別会計補正予算の議決について、及び議案第12号 平成21年度那珂川町水道事業会計補正予算の議決について、提案理由の要旨を申し上げます。

まず、一般会計補正予算から申し上げます。

今回の補正予算は、国の経済危機対策を活用した事業が主なもので、地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業、及び地域活性化・公共投資臨時交付金事業等のほか、国・県補助事業の追加認定になったものなどを計上するものであります。

その補正額は 9 億 6,000 万円となり、補正後の予算総額は、84 億 3,400 万円となりました。

補正予算の主な内容を申し上げますと、第 1 は、教育費で小川中学校施設整備費は、校舎耐震工事費及び体育館新築工事費、学校 I C T 環境整備事業は、各小・中学校への電子黒板やデジタルテレビ等の設置費用、小学校統廃合準備費は、スクールバス購入費等の東部 3 地区小学校の統廃合準備費等で 4 億 6,929 万円を計上しました。

第 2 は土木費で、町道改良舗装事業は、町道一渡戸大鳥線ほか 6 路線の改良舗装事業費、地方道路交付金事業費は、交付金の追加交付決定により、町道大山田立野線の追加工事を行うもので 2 億 2,799 万 2,000 円を計上しました。

第 3 は、衛生費で石綿管布設がえ事業や、水道設備の更新事業に対する水道事業、東部地区簡易水道事業への補助金、及び簡易水道事業特別会計への繰出金で、1 億 2,479 万 5,000

円を計上しました。

その他総務費では、航空写真を活用した固定資産課税資料整備事業や公用車を低公害車に更新する町有財産管理費、民生費では子育て応援特別手当支給事業等を計上いたしました。

以上、主な支出を申し上げましたが、これらに要する財源は、地域活性化・経済危機対策臨時交付金や、公共投資臨時交付金などの国・県出資金、繰越金、町債等を充てることといたしました。

次に、国民健康保険特別会計であります。今回の補正は、後期高齢者支援金の確定や、人間ドック利用者の増に伴う健康管理事業費等3,800万円を計上するもので、その財源は繰越金を充てることにいたしました。

これにより補正後の歳入歳出予算の総額は20億4,200万円となりました。

次に、老人保健特別会計であります。平成20年度の確定による社会保険診療報酬支払基金の償還金として360万2,000円を計上するもので、その財源は繰越金を充当いたしました。これにより補正後の歳入歳出予算の総額は860万2,000円となりました。

次に、簡易水道事業特別会計であります。国の経済危機対策を活用した事業で、薬利地内の老朽管布設がえ事業及び簡易水道設備の新設、更新事業が主なもので、その財源は一般会計繰入金、繰越金、国庫支出金、町債を充当いたしました。これにより、補正後の歳入歳出予算の総額は2億4,165万円となりました。

水道事業会計につきましても、国の経済危機対策を活用し、平館地内及び大山田下郷地内の老朽管布設がえ事業や水道設備の更新、水源調査費等5,639万円を計上するもので、その財源は一般会計補助金、国庫補助金を充てるものであります。

以上、一般会計、国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、簡易水道事業特別会計及び水道事業会計補正予算についてその大要を申し上げましたが、内容の詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長（小川洋一君） 企画財政課長。

企画財政課長（益子 実君） 一般会計補正予算の補足説明を申し上げます。

補正予算書の4ページをごらんください。

第2表、地方債補正であります。1、追加として小学校整備事業は1,100万円を限度額とするもので、起債の方法は普通貸付け、または証券発行、利率は4%以内に設定するもので過疎対策事業債であります。

2、変更として、農道整備事業は、限度額1,200万円に1,500万円を増額し、2,700万円とするもの。

道路整備事業は、限度額1億9,000万円に9,400万円を増額し、2億8,400万円とするもので、過疎対策事業債であります。

中学校整備事業は、限度額2,650万円に6,720万円を増額し、9,370万円とするもので、合併特例債であります。

続きまして、事項別明細書により歳入から申し上げます。

8ページをごらんください。

14款国庫支出金、1項2目教育費国庫負担金の補正額は3,400万5,000円で、小川中学校施設整備に係る公立学校施設整備費であります。

2項1目総務費国庫補助金の補正額は5億3,427万6,000円の増で、国の経済危機対策による地方公共団体への具体的施策である地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業及び公共投資臨時交付金事業に係るもののほか投票人名簿システム構築費に係るもの。

2目民生費国庫補助金の補正額は1,466万円の増で、国の子育て教育支援に係る子育て応援特別手当支給事業費及び事務取扱費、3目衛生費国庫補助金の補正額は1,051万4,000円の増で、合併処理浄化槽設置整備事業費及び女性特有のがん検診推進事業費に係るもの。

4目農林水産業費国庫補助金の補正額は、20万円の増で、担い手育成総合支援事業費に係るもの。

5目土木費国庫補助金の補正額は842万3,000円の増で、地方道路交付金事業費、地域住宅交付金事業費及び住宅建築物耐震改修等事業費に係るもの。

6目教育費国庫補助金の補正額は1億3,615万円の増で、小川中学校施設整備に係る公立学校施設整備費。学校ICT環境整備事業費及び理科教育設備整備事業費に係るものであります。

9ページに入ります。

15款県支出金、2項4目農林水産業費県補助金の補正額は354万9,000円の増で、森林林業木材産業づくり交付金事業に係るもの。

7目土木費県補助金は、24万円の増で、栃木県民間住宅耐震改修助成事業費及び民間住宅耐震診断助成事業費に係るものであります。

18款繰入金、1項5目教育文化基金繰入金の補正額は100万円の増で、文化振興費での備品購入に充てるもの。

19款繰越金 1 項 1 目繰越金の補正額は2,878万3,000円の増で、前年度繰越金であります。

20款諸収入、 5 項 4 目雑入の補正額は100万円の増で、シシ肉販売収入であります。

21款町債、 1 項 2 目農林水産業債の補正額は、1,500万円の増で、南部地区中山間地域総合整備事業の前山押野線整備に係るもので、過疎対策事業債。

3 目土木債の補正額は9,400万円の増で、町道大山田立野線等の町道改良舗装事業に係るもので、過疎対策事業債。

4 目教育債の補正額は7,820万円の増で、中学校整備事業債は、小川中学校施設整備に係るもので、合併特例債。

10ページに続きます。

小学校整備事業債は、東部地区 3 小学校統廃合に係るスクールバス購入に充てるもので過疎対策事業債であります。

11ページ、歳出に入ります。

1 款議会費、 1 項 1 目議会費の補正額は40万円の増で、議会活動費は、姉妹都市滋賀県愛荘町との議会交流事業費を計上しました。

2 款総務費、 1 項 4 目財産管理費の補正額は3,500万円の増で、経済危機対策により環境対策の観点から中型バスを初めとする公用車を低公害車へ更新する費用。

3 項 2 目賦課徴収費の補正額は4,500万円の増で、経済危機対策により情報通信基盤の整備を図るため、航空写真により地番図や家屋図等を作成し、電子化により共用化を図るための固定資産課税資料整備事業費。

5 項 1 目選挙管理委員会費の補正額は134万4,000円の増で、投票人名簿システムの構築費を計上しました。

12ページに入ります。

3 款民生費、 2 項 2 目児童措置費の補正額は1,466万円の増で、国の子育て教育支援に係るもので、就学前の 3、4、5 歳児に対する子育て応援特別手当支給事業費を計上しました。

4 款衛生費、 1 項 3 目健康増進費の補正額は302万2,000円の増で、国の子育て教育支援に係る女性特有のがん検診推進事業費で、今年度に限り、子宮がん、乳がん等の検診費用を無料化するものであります。

4 目環境衛生費の補正額は 1 億2,177万3,000円の増で、経済危機対策により上下水道等の生活基盤の整備を図るもので、合併処理浄化槽設置整備事業費並びに石綿管等の老朽管布設がえ及び水道設備の更新経費として特別会計等へ繰り出す簡易水道事業特別会計繰出金、

東部地区簡易水道事業及び水道事業への補助金を計上いたしました。

13ページに入ります。

5款農林水産業費、1項1目農業委員会費の補正額は50万円の増で、経済危機対策により農林業の振興を図るもので農業委員を中心とした遊休農地解消対策事業費。

3目農業振興費の補正額は20万円の増で、集落営農組織化のための担い手育成総合支援事業費。

5目農地費の補正額は637万円の増で、経済危機対策により、農業用排水路や農道等の整備のため、農地有効利用支援整備事業費補助金。

6目中山間地域総合整備事業費の補正額は1,600万円の増で、集落道前山押野線の整備において補助対象外の工事を町単独事業で実施するもの。

7目イノシシ肉加工事業費の補正額は330万円の増で、イノシシの捕獲数の増により買い上げ代金や処理加工費用等を追加計上いたしました。

2項1目林業総務費の補正額は90万円の増で、林業総務諸費は、すくすくの森や緑の交流空間等の施設修繕料。

2目林業振興費は474万9,000円の増で、木材需要拡大事業費は、需要増を見込み補助金を追加するもの。

森林・林業・木材産業づくり交付金事業は、林業機械導入補助金を計上いたしました。

14ページに入ります。

6款商工費、1項2目商工業振興費の補正額は750万円の増で、経済危機対策により住民への購入助成を図り、あわせて商工業の振興を図るもので、プレミアムつき商品券の発行補助を行うもの。

3目観光費の補正額は200万円の増で、観光諸費は、温泉地等の看板設置費を計上いたしました。

7款土木費、1項1目土木総務費の補正額は90万8,000円の増で、住宅建築物耐震改修等事業費は、一般住宅への耐震診断及び耐震改修に対する補助金。

2項3目道路新設改良費の補正額は2億2,708万4,000円の増で、地方道路交付金事業費は、国庫補助事業の追加交付決定に伴い、町道大山田立野線の改良工事費。町道改良舗装事業費は、経済危機対策により都市基盤の整備として町道一渡戸大鳥線等の改良舗装事業費を計上いたしました。

15ページに入ります。

9 款教育費、1 項 2 目事務局費の補正額は3,195万2,000円の増で、経済危機対策により学校教育の充実を図るもので、小・中学校への電子黒板やデジタルテレビ等の整備事業として学校 I C T 環境整備事業費を計上いたしました。

2 項 1 目学校管理費の補正額は3,134万7,000円の増で、小学校統廃合準備費は、通学手段であるスクールバスの購入費や閉校関係事業費など、東部地区 3 小学校の統廃合に係る関係経費。学校管理諸費は、経済危機対策により第 2 次診断未実施校の耐震診断委託料であります。

2 目教育振興費の補正額は491万8,000円の増で、学習指導要領改訂により今後必要となる理科教材等の備品購入費について、国の理科教育設備整備事業により各小学校費へ計上いたしました。

16 ページ、3 項 2 目教育振興費の補正額は222万4,000円の増で、小学校費と同様、学習指導要領の改訂に伴う理科教材費等の備品購入費で、それぞれ馬頭中学校、小川中学校費へ計上するもの。

3 目学校施設整備の補正額は 3 億9,606万1,000円の増で、経済危機対策により学校教育の充実や環境対策を図るもので、小川中学校施設整備費は、校舎耐震工事費、屋内体育館新築工事費、太陽光発電設備工事費を計上いたしました。

5 項 2 目公民館費の補正額は65万円3,000円の増で、松野、舟戸、上河原 1 区の自治公民館の修繕工事補助金。

4 目文化費の補正額は177万5,000円の増で、音楽祭等で使用する可動式音響反射板の購入費。

6 項 1 目保健体育総務費の補正額は36万円の増で、体育振興費は、卓球やソフトボールスポーツ少年団の全国関東大会等の出場助成金を計上いたしました。

17 ページは、今回の補正に係る給与費明細書でありますのでごらんいただきたいと思います。

以上で、一般会計補正予算の補足説明を終わります。

住民生活課長（阿久津 実君） 続きまして、国民健康保険特別会計補正予算について補足説明いたします。

補正予算書の 7 ページ、事項別明細書をごらんください。

歳入からご説明いたします。

11 款繰越金、1 項 2 目その他繰越金の補正額は3,800万円の増で、前年度繰越金でありま

す。

8 ページ、歳出に入ります。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費の補正額は142万5,000円の増で、制度改正による保険システムの改修等に伴うもの。

3 款後期高齢者支援金、1 項 1 目後期高齢者支援金の補正額は3,517万9,000円の増。

4 款前期高齢者納付金、1 項 1 目前期高齢者納付金の補正額は49万6,000円の増で、いずれも額の確定によるものであります。

8 款保健事業費、3 項 1 目健康管理事業費は90万円の増で、人間ドック利用者の増によるものであります。

以上で、国民健康保険特別会計補正予算の補足説明を終わります。

続きまして、老人保健特別会計補正予算について、補正予算書の7ページ、事項別明細書により歳入からご説明いたします。

5 款繰越金、1 項 1 目繰越金の補正額は360万2,000円の増で、前年度繰越金であります。

8 ページ、歳出に入ります。

3 款諸支出金、1 項 1 目償還金の補正額は360万2,000円の増で、平成20年度老人医療費支払い基金交付金精算に伴う超過交付分を社会保険診療報酬支払い基金に返還するものであります。

以上で、老人保健特別会計補正予算の補足説明を終わります。

上下水道課長（手塚孝則君） 続きまして、簡易水道事業特別会計補正予算について、補足説明をいたします。

補正予算書4ページをごらんください。

第2表、地方債の補正であります。追加は今回の補正で実施します薬利地内配水管布設がえ工事にかかる起債で500万円を限度額として利率4%以内で地方債を起こすものであります。

補正予算書8ページ、事項別明細書により歳入から申し上げます。

3 款国庫支出金、1 項 1 目簡易水道等施設整備費補助金の補正額は1,182万5,000円の増で、補助率は基準額の3分の1であります。

4 款 1 項 1 目、一般会計繰入金の補正額は5,800万円で、一般会計からの繰入金であります。

5 款繰越金、1 項 1 目繰越金の補正額は182万5,000円の増で、前年度繰越金であります。

7 款町債、1 項 1 目水道事業債の補正額は500万円の増で、建設事業債であります。

9 ページ、歳出に入ります。

2 款水道事業費、1 項 1 目簡易水道管理費の補正額は7,665万円の増で、配水管布設等工事費は、薬利地内配水管布設がえ工事で老朽化した75ミリポリエチレン管を100ミリ鋳鉄管に延長1,400メートル布設がえするものであります。

原水浄水設備等工事費は、中部簡易水道第 6 水源に発電設備を新設するほか、老朽化している取水ポンプ 4 台の交換工事を富山簡易水道、中部簡易水道、西部簡易水道に予定しております。

以上で簡易水道事業特別会計補正予算の補足説明を終わります。

続きまして、水道事業会計補正予算について補足説明をいたします。

補正予算書 3 ページ、実施計画により、収益的収入及び支出について、収入から申し上げます。

1 款上水道事業収益、2 項 3 目他会計補助金の補正額は500万円の増であります。

続いて支出ですが、1 款上水道事業費用、1 項 1 目原水及び浄水費の補正額は500万円の増で、水源調査費であります。

2 款東部地区簡易水道事業費用、1 項 2 目配水及び給水費の補正額は100万円の増で、配水池水位計が故障したため、交換に要する費用であります。

2 項 1 目支払利息の補正額は100万円の減で、企業債利息の減を見込みました。

続きまして 4 ページ、資本的収入及び支出について、収入から申し上げます。

1 款上水道事業収入、3 項 1 目他会計補助金の補正額は1,620万円の増で、一般会計補助金であります。

2 款東部地区簡易水道事業収入、2 項 1 目他会計補助金の補正額は2,580万5,000円の増で、一般会計からの補助金、2 項 2 目国庫補助金の補正額は623万3,000円の増であります。

続いて支出に入ります。

1 款上水道事業支出、1 項 2 目配水設備費の補正額は1,800万円の増で、平館地内の石綿管を鋳鉄管に500メートル布設がえするものです。

2 款東部地区簡易水道事業支出、1 項 1 目配水設備費の補正額は1,974万円の増で、大山田下郷地内の石綿管布設がえ工事を300メートル実施するものであります。

1 項 3 目原水設備費の補正額は1,365万円の増で、東部地区簡易水道浄水場にあります自家発電設備が老朽化しているため、更新するものであります。

以上で、5 会計補正予算の補足説明を終わります。

議長（小川洋一君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで休憩をいたします。

再開は、14時50分といたします。

休憩 午後 2時34分

再開 午後 2時50分

議長（小川洋一君） 再開いたします。

これより質疑を行います。

なお、質疑に当たっては会計名、ページ数をお示ししてください。

質疑はありませんか。

福島泰夫君。

7番（福島泰夫君） 一般会計につきまして3項目質問させていただきます。

まず第1点目が13ページ。13款5項7目、イノシシ加工所についての支出ですが、これは先ほどの説明の中で、捕獲増頭によるイノシシの加工処理費、それから買い上げ料、そのような説明でしたが、歳入のほうで、雑入で100万円が予算計上されまして、歳出で330万円の支出ということは、単純に考えますと100万円の収入を得るのに330万円経費がかかるよと、そういう理解でよろしいのか、お伺いします。

それから2点目が14ページ、7款2項3目、道路新設改良費、これが2億2,708万4,000円、これの内訳ですが、きょうの桑原議員の質問の中で、町道一渡戸大鳥線、それから仲内大内線、この2路線が明らかになっていますが、そのほかにあれば道路名、何本あるか、それをお示しいただきたいと思います。

それから3つ目が16ページ、9款3項3目、小川中学校の体育館の関係の費用で、委託料、工事請負費合わせて3億9,606万1,000円、この件につきましては昨日の川上議員の質問の中で、体育館の概要、これが説明されましたが、この設計、建設に当たりまして、現場といいますが、中学校との協議はしっかりなされているのか、お伺いをいたしたいと思います。

以上3つ、よろしくお願ひします。

議長（小川洋一君） 答弁願ひします。

農林振興課長。

農林振興課長（山本 勇君） 一般会計の補正予算の13ページの5款1項7目イノシシ肉加工の補正でございますけれども、議員さんが言われましたように、歳入のほうで100万円を計上して、歳出のほうで330万円ということでございますけれども、実際には、230万円、余計にかかっているということになりますけれども、歳入を見込んだときに実際には4月から供用開始を始めまして、予算を要望する7月の段階では36頭処理しました。月に平均しますと約9頭くらいの処理ができるのではないかとということで、1年間の処理頭数を108頭くらい処理できるのではないかとということで補正予算を組んだんですけれども、それで、108頭ですと、収入のほうは実際に計算しますと140万円くらいにはなるんですけれども、前々から説明していますように、イノシシの場合、ことしの7月22日までは順調にとれたんですが、7月22日からぴたっと1カ月とれなくなった時期があったんですね。そういうことでなかなか前から言っていますように、家畜のように毎月10頭処理するんだとか、そういう計画がたたないものですから、一応歳入につきましては少なく見込んでおります。

それとあと若干歳出のほうが多い点につきましては、PR用といたしましていろいろパンフレットを作成しましたり、あるいはステッカーを作成したり、あるいはのぼり旗を作成したりということで、処理施設初年度ということで、処理以外にいろいろ費用がかかるということで、今回歳入に対して歳出のほうが多くなっているような状況でございます。

議長（小川洋一君） 建設課長。

建設課長（塚原富太君） 一般会計7款2項3目道路新設改良費の整備路線ですが、今回は7路線ございます。先ほど申されました一渡戸大鳥線、仲内大内線、そのほかに新馬頭地内の砂利道が3本ありまして、その3路線の舗装、それと久那瀬直売所の北側の信号を久那瀬の信号機から馬頭高校の水産試験場のほうに入って都橋に出ます永畑川崎線の舗装工事、それともう1路線が開発センターの前の信号を西に国道293、バイパスのほうに出る道路で一部未改修区間がありますので、その改良、以上の7路線です。

以上です。

議長（小川洋一君） 学校教育課長。

学校教育課長（荒井和夫君） 小川中体育館の件ですが、設計に入る前に学校とは打ち合わせを実施をいたしております。

特に体育担当の先生のご意見を伺いまして、その意見を反映して設計をしているところでございます。

議長（小川洋一君） 福島泰夫君。

7番（福島泰夫君） 1点目のイノシシ加工所の件は、100万円の収入を得るのに330万円かかるわけではないと。PR用も含むと。それで収入のほうは若干低く見積もっている、そういうことで理解をいたしました。私もこれを利用していただいて喜ばれていますし、スライスして家まで運んでもらって同じ値段でも気の毒だなと、そういう感じもしますので、これから経費のほうでかかるものはかかる、そのようにそれを売りにのっけると、いろいろ工夫をしていただきたいと思います。

それから道路の件ですが、7本で今回、今建設課長に伺いますと、すべて馬頭地内の道路ということで、今回の緊急経済対策で出てきたお金でそれをつぎ込んでやる道路7本全部馬頭というのは、私は福島議員は小川、小川としつこいと、よく言われますけれども、こういう事実を見ると、しつこいと言われてもやっぱり言わざるを得ないと思ひまして申し上げます。

せっかく7本やるんだったら、そのうちの2本くらい小川地内の道路をやろうとかかそういう配慮があってしかるべきだと思いますが、いかがお考えか。

それと、中学校の件ですが、学校現場とお話をされた、きのう川上議員の質問への答弁の中で、現在の体育館よりも約200平米くらい大きな体育館で、そのアリーナのほうも公式バスケットボールコートがとれると、そういうお話でした。

施設としてはすばらしい体育館かと思いますが、ご存じのように小川中学校バスケット部は廃部されるわけで、そういう中で公式バスケットコートがついた体育館だよ、これを子供たちにこういうのができると言って、おまえらはこの体育館のバスケットコートを使ってバスケットはできないんだよと、何とも残酷な感じがいたします。その点はどうぞお考えかお伺いします。

議長（小川洋一君） 建設課長。

建設課長（塚原富太君） 今回の道路整備事業につきまして旧馬頭町に集中しているということで課内でも現在今年度完了を予定しています町道改良で例えば三輪片平線とかあるいは小梨線とか、完了しました境堀線、そういった改良工事と、あと舗装工事とのある程度のバランスを考えて予算を計上したつもりでございます。

ただ、小川地区におきましても町道の76号線、これは小川大金停車場線から南にグリーンラインに出る道路でございまして、小川地区の幹線、南北幹線道路ですか、そこの一部舗装が傷んでいるということで、そこら辺もある程度舗装の打ちかえ等も検討しております。

以上です。

議長（小川洋一君） 学校教育課長。

学校教育課長（荒井和夫君） アリーナの広さにつきましては、たまたま公式のバスケットボールが行えるというふうな面積を確保したわけでございます。学校施設については、いざというときの避難所にもなるというふうな意味から、そういう意味でアリーナが広くなることによっていろいろなスポーツができるというようなことでご理解いただければと思います。

議長（小川洋一君） 福島泰夫君。

7番（福島泰夫君） 3回目になりますが、イノシシのほうには了解をいたしました。

町道につきましては、今課長がおっしゃられましたように、当初予算とか補正とかで小川地内の道路も改良されている、これは私もしっかり認識をいたしております。ただ、今回の緊急経済対策、こういう特殊なお金を原資としてやられる事業、これが7本もやって、そのうち1本も小川地内にないんだよといいますが、我々地元へ帰りまして、おまえら何やっているんだと、そういうふうに言われても仕方がない事情があります。

ですからこういう場合は1本でも2本でも小川地内にもやろうじゃないかと、こういう補正を組んだ査定の中でそういう考えが浮かんでもおかしくはない状況ではないかと思えます。

それから、中学校の体育館につきましても、このような立派な体育館ができるんですから、バスケットボールも公式試合ができるのをつくる、そしてまた新年度から新たなバスケ部も復活しようじゃないかとかそういうふうな心遣いがあるべきだと思います。

そして、まちづくりの基本テーマというのが豊かな自然と文化に生まれ、やさしさと活力に満ちたまちづくり、こういうのがあります。ですからこのやさしさの部分、これをもうちょっと考えていただいて、補正予算とかそれもしていただきたいと思いますが、町長はいかがお考えかお伺いをいたします。

議長（小川洋一君） 町長。

町長（川崎和郎君） まさに福島議員の指摘のとおりだと思います。

小川地内にも課長の答弁にありましたように、幾つか事業が入れてあるわけですが、特に今回は経済緊急対策ですから、そういうふうな面で我々も配慮が足らなかったと、このように深く反省をさせて、今の考えを聞いてそういうふうにしみじみと感じます。

決して我々執行部としてどちらの地区に多くしようこうしようという、そういう考え方はございません。担当課のほうで積極的にやっておりますので、町長がこれをやれよあれをやれよというふうなそういう指示を私は余り出してないんですが、それがかえってそういう

ふうな誤解を招くようなことになったのかなと思いますが、その辺のところは担当課のほうの意向というふうなものを尊重して、すべて対応していると、こういうふうにご理解をいただければと思います。

今後、そういうことのないように、十分配慮していきたいと思います。

議長（小川洋一君） 教育長。

教育長（桑野正光君） ただいま体育館のほうについては、私ども大変小川中学校の傷みがひどいということで、これは急いでやりたいということでありました。それでしかもこれから大地震等に長期にわたる避難場所という点でも、現在のある古い体育館を解体して、あそこを少し空間をゆとりを持って人の出入りがしやすいような配慮もしたいと思っております。

バスケットボールのことについては、学校等で十分検討した上でのことでありますので、ここではちょっと申し上げかねますので、よろしく願いいたします。

議長（小川洋一君） ほかにありませんか。

大森富夫君。

17番（大森富夫君） 9ページです。町債についてになります。一般会計・補正予算ですね。

地域活性化・経済危機対策臨時交付金としてまた地域活性化・公共投資臨時交付金ということで9億円という事業費として計上したわけですが、その中で5億3,293万2,000円が国庫補助金として歳入に計上されているわけですね。一方、9ページの町債が1億8,720万円が記載されているんですけれども、交付金が5億3,000万円もきているのになぜこのような1億8,720万円も起債をして事業をしなくてはならないかという点を一つ伺っておきたいというふうに思います。

それから2点目はちょっとどこに入っているのか明確でないのも示していただきたいと思うんですけれども、過日の全員協議会におきましては、この地域活性化、その2つの交付金の中で使用される中の1つに6,000万円を計上して低公害車購入と太陽光発電施設としてそういうものを導入するということが示されたわけですね。これをその2つがどういうふうな内訳になっているのかということです。低公害車購入事業費と公用車更新事業ということなんです。

太陽光発電の施設整備費用は、これは小川中学校ということになっているので、多分この体育館の校舎耐震工事及び体育館の新築工事とあわせた形でここにも、この事業が組み込まれているのではないかなということを感じるわけなんですけれども、その確かな説明を聞い

ておきたいというふうに思います。

同じ事業に関係してですけれども、私が一般質問の中で取り上げたときにこれは答弁漏れになっていたというふうに思いますので、この関係で補正にかかわっているわけですので、議員が7名でこの事業提案をしていたんですね。それは聞きましたよね。ほとんど議員からの提案は採用されなくて言うては悪いんですけれども勝手に9億円の事業づけをしているんですね。

今、政府の政権が変わったというところで、これは事務次官会議というのを廃止して、国家戦略局というものをつくって、議員主導の国家運営をやっていこうというようなことが言われておりますけれども、こういう地方議会におきましてこのことを考えてしまいますね。

私はそこで今度のこの9億円の事業費は議員提案もこれはどこかで検討されたと思うんですけれども……

議長（小川洋一君） 大森君に申し上げます。ただいまの発言は自分の意見を述べながらの質疑となっております。疑問点やわからない点は、簡潔にまとめて質疑をお願いします。

17番（大森富夫君） 9億円の今度の補正に関して、当然ながら議員にも提案してくれと言われたから皆さんも提案しているのに、何ら検討された様子がないんです。何ら一つも事業を取り上げていないわけですよ。そこをちょっと説明をしていただきたいというふうに思います。

議長（小川洋一君） 答弁願います。

企画財政課長。

企画財政課長（益子 実君） まず1点目の、なぜ起債を起こすのかというご質問であります。今回起債を入れているものは、すべて今回の交付金を充てられないものがあります。例えば学校の施設整備、これは補助が2種類3種類にわたっております。その中で国庫負担法に定められたものについては、今回の臨時交付金が使われません。

したがってその町で行う裏負担の部分、その部分について合併特例債を計上しております。

また、道路につきましては、請負残とか、そういった不確定な要素もございますので、一応過疎債を総額で9,000万円計上しております。これが請負残等で減額されれば起債は起こさないということで、予算上このように計上させていただきました。

それと、環境へ配慮の低公害車関係の経費は、総務費のほうに低公害車の購入費に充てております。

また、太陽光発電は約3,000万円ほどであります、中学校の整備費に計上してあります。それから、議員の提案をどう反映されたかということでありますが、これも全員協議会で申しあげましたが、議会としてとりまとめをお願いしました。しかしながら、せっかくの機会でありますので、議員の皆様それぞれからご意見をいただきました。その中でも今回予算化したものも数多く含まれております。

参考に申し上げますと、大森議員の一般質問等で有線テレビの工事費、宅内工事を無料化にしろというようなご質問がありました、これはもう既に終わっている家庭もあります。そういったことを含めまして、住民に還元するということで、使用料を3カ月間無料とさせていただきます。

以上です。

議長（小川洋一君） 大森富夫君。

17番（大森富夫君） 小川中学校の整備に関して、そうすると交付金を充てられないものを事業を起こすということで借金をせざるを得ないという説明なんですよ、起債についてはね。だけれどもそれはどうしてもそれをやらなくてはならないということなのか、関連事業として借金しなくてはならないのかということなんですけれども、その点を説明を聞いておきたいというふうに思います。

それから、低公害車は総務関係で3,500万円これは11ページですけれども、総務関係で3,500万円つけてどういう車を3,500万円もかけて買うかということなんですけれども、どういう高い低公害車になるんですか。全部車代なんですか3,500万円というのは。あと太陽光発電の施設としても、そうすると残りの2,500万円は太陽光発電ということになりますけれども、太陽光発電のこういう値段なんですか。それが2点目です。

それから、有線テレビの関係で答弁がありましたけれども、数多く議員提案も今回入れていると言われましたけれども、その数多く入れている部分をちょっと示していただきたいと思うんですね。

私は合計5億522万円の提案をしておきましたけれども、先ほどの有線テレビの関係は終わっているとは言ってもそうではないんですよ、各個人は負担しているんですよ。1万円から2万円くらいの自己負担をみんなしているわけですよ、有線テレビに加入した人は。事業は終わっているけれども、そういう地元に地域活性化というのならそういう加入者に今度はそのかかった金の分を還元すればいいだけの話ではないですか。それこそ地域活性化ということになるんじゃないですか。

議長（小川洋一君） 大森君に申し上げます。

発言の途中ですが、自分の意見を入れなくて質疑するようにお願いします。討論のようにもとられますので、質疑に徹するようにお願いします。

17番（大森富夫君） わかりました。だから私のその関係では庁内においてどういうふう
に検討されたかという正面からの答弁がないんですよね。だから再三私から問われること
になるわけですが、実際には検討していないんじゃないですか議員提案を。議会でまと
めてくださいと言って出てこないからということを行っていますけれども、そういうこと
ではなくて、この9億円の中に、議員提案をさっきの答弁では数多く入れていると言いま
すけれども、それも聞きたいと思えますけれども、それを説明してください。

議長（小川洋一君） 答弁願います。

企画財政課長（益子 実君） まず議員提案のことについては先ほど申し上げたとおりであ
りますが、一つお断りをさせていただきますと、予算の執行権は町長にあります。ただし、
今度のような特別な事業でありますので、議会の皆さんにもご意見をいただきたいとい
うことで申し上げてそれぞれ出されました。

当然各課からそれぞれ集約をしまして、議員の皆様から出されたご意見、これらも参考
にしまして計上をいたしました。

17番（大森富夫君） 議長、答えていないんですよ。数多く議員提案したのに答えてい
るって言うけれども答えてないでしょう。何一つ答えてないですよ。何をやったというん
ですか。この9億の中に議員提案は何が入っているんですか。言ってないでしょう。

議長（小川洋一君） 企画財政課長。

企画財政課長（益子 実君） 今回の補正の中で議員提案の中で入りましたのは、プレミア
ムつき商品券、それから小・中学校の電子黒板導入、それから町道、各路線がありますが、
町道全般的なこと、それからハイブリッド車の購入、それから大森さん趣旨は違うと言われ
ますが、ケーブルテレビの使用料の助成という項目が入っております。

議長（小川洋一君） 学校教育課長。

学校教育課長（荒井和夫君） 太陽光発電の設備の件ですが、計画をしておりますのは小川
中学校の校舎の屋上にその設備を設置をする予定でございます。工事費として計上をして
おります。

議長（小川洋一君） 総務課長。

総務課長（佐藤良美君） 庁有車のご質問でございますけれども、先ほど福島議員の一般質

間でもお答えをいたしました。今回の補正で中型バス1台、それから10人乗りのワゴン車の更新ということで2台、さらには共用車、いわゆる総務課で管理をしている共用車等の6台をハイブリット車あるいは低公害車に更新をするものでございます。

議長（小川洋一君） 大森富夫君。

17番（大森富夫君） その経済危機対策事業に関連した今回の9月補正におきましてはやっぱりこの事業を見ている限り、私は非常にひもつきのというか、借金をしなくてはならないような形で、あるいは地域密着な形にならないような補正になっていると思うんですね。それで、さっきも聞きましたけれども9台のバス、これは低公害車購入のあれですね、あわせて小川中の屋上につける太陽光発電施設、合わせて6,000万円と言いますけれども、3,500万円ですと残りの2,500万円というのはだから太陽光発電になるわけですよ。こういう値段なんですか、太陽光発電は。小川中の屋上につける太陽光発電というのは2,500万円もするやつを屋上に乗せるということになるわけですね。

そういうことなのかということなんですけれども、車のほうに関しましては9台買うと、低公害車用ですね、そうすると試算としては、庁用の車は80台あると言われてますね。80台以上あると言われてます。町の職員が使っている車が。そうするとこの9台を導入した場合に、ではその廃車するということで車が出てくると思うんですね。それをふやすだけではないでしょうから。そうするとそういうものを計画した上での今度の補正になっているのか、伺っておきたいと思います。

議長（小川洋一君） 答弁願います。

総務課長。

総務課長（佐藤良美君） 庁用車の購入につきましては、当然更新ということで9台を廃車をいたしまして、新たな低公害車、それからハイブリット車の購入に充てるということでございます。

なお、この庁用車につきましてはもう既に10年以上、あるいは13年以上を経過している車が相当数ございます。それらを本来ならば年次計画で更新を予定しておりましたが、今回の地域活性化の交付金事業で前倒しをして購入をするということでございます。

議長（小川洋一君） 学校教育課長。

学校教育課長（荒井和夫君） 太陽光発電の工事費用については、ただいまの大森議員がおっしゃるような経費が予定されております。この金額については、予算を計上する際に見積もりをとりまして、その上で予定をした金額でございます。

これは、この中に設計費用も入っております。

議長（小川洋一君） ほかにありませんか。

質疑はないようですので質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

大森富夫君。

17番（大森富夫君） 私は今回の経済危機対策事業については、生活密着、地域密着型になっていないということを主な理由といたしまして、組みかえることを要求して反対討論をしたいというふうに思います。

地域の経済状況をかながみますと、今度の9月補正におきましては、例えばハローワークに通っている人にこたえるような仕事をつくっていくと、これは一般質問の中でも取り上げました住宅リフォーム制度の導入とか仕事起こしを進めるとかいうところに交付金を使い雇用の場を創出していくという、そういうようなことも含めまして、積極的に町内の方々が仕事ができるという状況をつくっていくことが求められているにもかかわらず、何らこたえていないという、こういうことが出ていると思います。

また、シルバー人材センターの活用とかそれも登録者の方々が仕事ができるようにどんどんそちらにも仕事を回していくような取り組みとかですね、あるいは全農家対象にこの直接払いができるようなそういう施策と、そういうことも考えてもよかったんじゃないかというふうに、せっかくの地域活性化・経済危機対策、また公共事業、そういうことの交付金としておろされているわけですから、そういったところに実際に住民の皆さんのところにこの交付金だけで見れば7億6,000万円からのそういうお金を住民の皆さんのところに渡るようにそういう補正を組むべきだったというふうに私は思っています。

仕事起こしという点では住宅リフォームの事業を起こせば例えばの話、これは全国では展開しているんですけども、その事業を起こせばその波及効果というのは、各種の小規模事業者のところにいろいろな形で及んでいくわけですね。確実に町内の皆さんのところに交付金が落ちるように、こういうふうになるわけです。こういった取り組みが一つも出ておりません。

9億円の事業費のほとんどは今後このことに取り組みば道路の整備というようなことでは、町内の事業者が請け負ったならば、その面では2億1,600万円程度のこの7路線の関係では町内に落ちるかもしれませんが、ほとんどは町外の事業者がやってきてお金を持って

行ってしまうというふうになっている補正だというふうに思います。今回の補正、経済危機対策事業の中身であるというふうに思うんです。

ですから冒頭に申し上げましたように、地域密着型、そして地域の皆さんのところに実際に収入が上がるような形での全面的な編成をし直すことを求めたいというふうに思います。

そして、交付金とともに示されるこの300と言われる国が示した例があるそうなんですけれども、結局はそういうところのピックアップをしてここに当てはめたというような感じを強く持つわけです。

地元の切実な事業に使われるのではなくてそんなことをしているならば私も先ほど言いましたように、9億のうちの多くは町外に持って行かれるというふうになっていくというふうに思います。

私は5億からの提案の中には、このケーブルテレビの宅内工事費用の町負担ということを提起しておりましたけれども、それにその個人負担の分を還元していく、子供医療費の助成策の拡充、それから小中学校教室に完全冷暖房設備を設置すると。西小学校におきましては音楽室の新築とか、先ほど申し上げました全農家対象の直接払い事業起こしとかあるいは町営温泉ゆりがねの、この温泉のほうの改修の前倒し、こういうことなどを実施して直接住民と密着したそういう事業を起こすことを重ねて、交付金を使用することによってその事業を取り組むことを求めたいというふうに思います。

とりわけ私は学校統廃合の問題では、既にこの補正予算に計上されております準備資金がありますけれども、時期尚早としてこの面におきましても、私は本予算の議決、これに反対をしておきたいというふうに思います。

以上、この平成21年度の主に地域活性化・経済危機対策臨時交付金の使い方について反対をして私の討論といたします。

議長（小川洋一君） 続いて、本案に対する賛成討論を許します。

川上要一君。

8番（川上要一君） 本補正予算に賛成の立場から討論をさせていただきます。

今回提案されました補正予算は、国の地域活性化・経済対策臨時交付金及び公共投資臨時交付金にかかわるものがほとんどでございます。

その歳出を見ますと、学校の校舎の耐震及びスクールバス購入などの学校教育施設の整備、また、子育て支援特別手当など民生関係、婦人がん検診無料化など民生関係ですね、また、中山間地域総合整備事業など農林関係事業、そのほか建設関係に当たっては、先ほどご意見

もありまして、町道7本の整備が偏っているということもありましたが、町長より今後の執行に当たっては町内バランスのとれた事業を執行をするということでございますので、理解をいたします。

また、水道関係では、古くなった石綿管や老朽管の布設がえなど簡易水道事業関係及び水道事業の整備、また、プレミアム商品券の発行など、商工業、観光事業の関係などが計上されております。

町が取り組まなければならない事業を優先的に予算化したものであり、本補正予算は妥当と理解をいたしました。

しかし、さきの衆院選挙において政権が交代しますので、国の補正予算の見直しをするという報道もあり、今後の動向に心配されるところもございますが、注視をしていかなければならないと思います。

いずれにいたしましても本補正予算が議決されたならば速急に効果のある成果を期待したいと思いますので、遅滞のない執行に十分に心がけていただきたいと思います。

以上、賛成討論といたします。

議長（小川洋一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（小川洋一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

採決は、1件ごとに行います。

異議がありますので、起立により採決いたします。

議案第8号 平成21年度那珂川町一般会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（小川洋一君） 起立多数と認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号 平成21年度那珂川町国民健康保険特別会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号 平成21年度那珂川町老人保健特別会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号 平成21年度那珂川町簡易水道事業特別会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号 平成21年度那珂川町水道事業会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（小川洋一君） 日程第14、議案第13号 那珂川町防災行政無線施設改修工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 川崎和郎君登壇〕

町長（川崎和郎君） ただいま上程されました議案第13号 那珂川町防災行政無線施設改修工事請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

本工事の契約方法は一般競争入札とし、4業者の参加申し込みがありました。8月20日に郵送による入札を実施して落札候補者を決定し、事後審査を行った結果、8月21日に富士テレコム株式会社郡山支店が3,202万5,000円で落札と決定しました。

なお、本工事の予定価格は5,316万5,700円で、落札率は60.23%でありました。

次に工事の内容であります。本庁舎内の基地局機器設備大山田中継局の中継局機器設備及び陸上移動局の車載型無線機37台、車載携帯型無線機2台、携帯型無線機35台を消防団ポンプ車等に配備するものです。

工期につきましては、着手の日を議会の議決を得た日から3日を経過する日とし、完成の日を平成22年3月10日といたします。

地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき議会の議決をお願いするものであります。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長（小川洋一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（小川洋一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（小川洋一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第13号 那珂川町防災行政無線施設改修工事請負契約の締結については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

ここで休憩をいたします。

再開は、15時50分とします。

休憩 午後 3時38分

再開 午後 3時50分

議長（小川洋一君） 再開いたします。

報告第1号の報告、質疑

議長（小川洋一君） 日程第15、報告第1号 平成20年度健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題とします。

本件について報告を求めます。

町長。

〔町長 川崎和郎君登壇〕

町長（川崎和郎君） ただいま上程されました報告第1号 平成20年度健全化判断比率及び資金不足比率についてご説明を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、平成20年度決算に係る健全化判断比率及び資金収支比率を監査委員の意見をつけて議会に報告するものであります。

平成20年度決算に基づき算定されました健全化判断比率及び将来負担比率とも国の基準以下となり、前年度数値を下回ることになりました。健全化法上においても指数が好転し、健全と判断されましたが、今後とも行財政改革の継続的な推進を図り、健全財政の運営に努めてまいりたいと考えております。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させます。

議長（小川洋一君） 企画財政課長。

企画財政課長（益子 実君） 平成20年度健全化判断比率及び資金不足比率について補足説明を申し上げます。

1の健全化判断比率のうち実質赤字比率、連結実質赤字比率につきましては、普通会計を初めすべての会計において実質赤字を生じていないため、当該数値は該当なしとなっております。

実質公債費比率については、標準財政規模に対する実質的な公債費の比率を3カ年の平均であらわしたものでありまして、平成19年度の13.1%に対し、平成20年度は12.7%となりました。

実質公債費比率が減少した主な要因としましては、国の地方再生対策や町税の減収等により普通交付税が増額となり、分母となる標準財政規模が増加したこと、分子となる実質的な

公債費が減少したため、標準財政規模等における公債費の償還割合が減少したためであります。

次に、将来負担比率であります。標準財政規模における一般会計や各特別会計についての地方債や職員の退職手当支給予定額等、将来負担しなければならない負債の比率であります。実質公債費比率と同様に交付税に算入される地方債や、将来負担する額から財政調整基金や地域振興基金などの基金を充当可能なものとして控除して算出した比率であります。

これにより平成19年度においては101.6%であったものが平成20年度については63.8%となりました。昨年度に比較し、将来負担比率が大きく減少した主な要因としましては、実質公債費比率と同様に普通交付税が増額となり、分母となる標準財政規模が増加したこと、分子となる将来負担額において、下水道事業特別会計等における操出基準の見直しや、広域行政病院事業への操出基準の見直しによる負担見込み額の減少により、将来負担額が減少となり、大きく将来負担比率が減少する要因となりました。

続きまして、2の資金不足比率につきましては、各会計の事業の規模における資金不足額の比率をあらわすもので、水道事業会計、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、簡易水道事業特別会計とも資金不足は生じておりませんので、当該数値は該当なしとなっております。

参考までに、それぞれの比率について、近隣の市町村についてご報告申し上げます。

実質公債費比率につきましては、那須烏山市が14.5、さくら市が13.2、大田原市が13.1、益子町が15.8、茂木町が13.6であります。

将来負担比率につきましては、那須烏山市が76.3、さくら市が76.4、大田原市が108.2、益子町が93.4、茂木町が121.0であります。

3の監査委員の意見につきましては、別紙をごらんください。

以上で、平成20年度健全化判断比率及び資金不足比率についての補足説明を終わります。
議長（小川洋一君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

大森富夫君。

17番（大森富夫君） 実質赤字比率、この算出根拠なんですけれども、この標準財政規模、これは幾らになっているのかですね。その際には職員数と人件費、これをちょっと示してい

ただきたいというふうに思います。

それから、対象となる会計なんですけれども、これはもうわかり切ったことでありますけれども確認しておきたいというふうに思います。

それから2点目の、連結実質赤字比率についてなんですけれども、簡易水道事業に2,443万8,000円、東部簡易水道事業に560万円、この補助を一般会計から出しているわけですね。それぞれの会計からすれば受けているわけなんですけれども、資本的収支という関係では、当年度分の損益勘定留保資金として、8,208万8,244円ですね、こういうようなことで補てんをしているんですけれども、こういうやり方ですね、こういうことでやりくりをしてバランスをとっているということがあるんですけれども、これについてはどういうふうな見方をしているのか伺っておきたいと思います。

それから3点目は、実質公債費比率なんですけれども、3年間のというと平成18年が示されませんので、平成18年度はどういふうになっているのか伺っておきたいと思います。

4点目の将来負担比率なんですけれども、この一般会計においての将来負担すべき実際の負債額ですね、実質負債額、これはどういうふうに示されているのか、これが1点です。

この対象となる会計はまほろば温泉も含まれるというふうに思うんですけれども、これも含めてこの将来負担比率について示されたのか確認をしておきたいというふうに思います。

以上4点お願いします。

議長（小川洋一君） 企画財政課長。

企画財政課長（益子 実君） まず1点目の標準財政規模の係数であります、平成20年度につきましては58億1,200万2,000円であります。なお、職員数に関しましてはこの係数とは直接関係ありません。

それから、各会計間の調整であります、繰出金とか補助金、これらを相殺をして計上してあります。

それから、実質公債費比率の平成18年度の数字であります、この指数につきましては、平成19年度の決算から行うこととなっておりますのでその数値はございません。

4番目の実質負債比率ですか、まほろば温泉に関係するものは直接関係ありません。

議長（小川洋一君） 大森富夫君。

17番（大森富夫君） 第1点のこれは関係ないというんですけれども、参考に示していただきたいということなんです。費用については含まれているんですよ、人数はともかくとしてもそれは人件費が出るんですから、当時の職員数とその人件費というものを示してほし

いということを第1点目に聞いたわけです。

将来負担比率の中には第三セクターも含めているはずなんです、何でもまほろば温泉は第三セクターでしょう。これも含めて将来負担比率を出されているはずなんですけれども、それと違うことの答弁というのはちょっとおかしいのではないですか。それも改めて確認しておきたいというふうに思います。

議長（小川洋一君） 答弁願います。

企画財政課長。

企画財政課長（益子 実君） 職員数については直接と申し上げましたが、今回の決算に出ております一般会計、それからケーブルテレビ事業特別会計、そちらのほうに計上されている人数と金額であります。

それと、まほろば温泉に対する負債があった場合にはここに計上されます。

以上です。

議長（小川洋一君） ほかにありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（小川洋一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

以上で、報告第1号の報告を終わります。

認定第1号～認定第10号の上程、説明、質疑、委員会付託

議長（小川洋一君） 日程第16、認定第1号 平成20年度那珂川町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第17、認定第2号 平成20年度那珂川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第18、認定第3号 平成20年度那珂川町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第19、認定第4号 平成20年度那珂川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第20、認定第5号 平成20年度那珂川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第21、認定第6号 平成20年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第22、認定第7号 平成20年度那珂川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第23、認定第8号 平成20年度那珂川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第24、認定第9号 平成20年度那珂川町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、

日程第25、認定第10号 平成20年度那珂川町水道事業決算の認定について。

以上、10議案は関連性がありますので、一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 川崎和郎君登壇〕

町長（川崎和郎君） ただいま上程されました認定第1号から認定第10号 平成20年度那珂川町一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計の決算につきまして、提案理由の説明に当たり、私の所信の一端を申し上げます。

那珂川町が誕生して以来4年が経過しようとしておりますが、私は那珂川町の初代町長として合併した馬頭、小川両町間の融和、一体化と新しいまちづくりの基礎固めに鋭意取り組んできたところであります。

この4年間は、新たなまちづくりの基本となる那珂川町総合振興計画に基づき、豊かな自然と文化にはぐくまれ、やさしさと活力に満ちたまちづくりを基本テーマとして、各種施策を着実に推進してまいりました。

その推進に当たっては、まちづくりの3大重点プロジェクトと位置づけ、まず地域高度情報化推進プロジェクトでは、合併後の両町間の一体化の象徴的な一大事業として町内全域における地上デジタル化への対応と情報通信網の整備を図るケーブルテレビ高度化事業を3カ年の事業として完成させ、本年4月に開局の運びとなり、今後の活用が期待されております。

また、自然環境との共生推進プロジェクトでは、本年3月に那珂川町環境基本計画を策定し、新たなまちづくりの指針といたし、今後の具体的な施策に取り組んでまいりたいと考えております。

行財政改革推進プロジェクトでは、行財政基盤の強化及び地方分権化に対応する効率的効果的な行財政システムへの転換を図るため、平成18年度に策定した行財政改革推進計画に基づき、平成22年度までの計画を推進中であります。

この間、各種事務事業の執行に際しましては、議会を初め町民の皆様のご理解とご協力、また各般にわたり国・県・関係機関のご援助、ご指導を賜りましたことに対し、深く感謝を申し上げます。

さて、昨今の社会情勢は、少子・高齢化の急速な進行、情報通信技術の飛躍的な進歩による高度情報化、国民の生活様式や価値観の変化などにより、行政需要はますます多様化し、めまぐるしく変動しております。

また、すべての人々が安心とゆとりを持って暮らせるような社会の構築や個性ある地域社会づくりが求められているところであります。

国においては、国の財政再建を進めるとともに、地方自治体の財政充実を目的に、税源移譲、国庫補助金、負担金の改革、地方交付税の改革を柱とした三位一体の改革を強力に進めてまいりました。

一方、昨年是世界同時不況による景気低迷による経済対策が図られ、町としましてもこれらに対応するため積極的に取り組んだ次第であります。昨年度は地方再生対策として、地方交付税は増加しておりますが、町税の減収や国庫補助金の削減など、財政力の乏しい地方自治体にとっては、国の目的とする地方自治体の財政自立とは裏腹にこれまで以上に厳しさを増す状況を招いております。

このような厳しい財政状況であります。平成20年度については、那珂川町総合振興計画に基づき、各種施策を着実に推進してまいりました。特にまちづくり3大プロジェクトの地域高度情報化推進プロジェクト、自然環境との共生推進プロジェクト、及び行財政改革推進プロジェクトについては、前にも申し述べたとおり、将来のまちづくりの基本となるための推進をしてまいりました。子育て環境の整備では、小川地区の統合保育所を国の経済対策事業に取り入れ、平成20年度事業として計画し、本体事業は平成21年度に繰り越しをしましたが、平成20年度は用地取得造成工事を実施しました。

また、安心・安全なまちづくりを進めるため、馬頭中学校の耐震化事業や、町道本町舟戸線、大山立野線の整備事業を実施しました。イノシシ処理加工施設整備事業の実施やメディアアーツとの学館連携の調印など、特色あるまちづくりに努めてまいりました。

平成20年度に実施いたしました各種事務事業につきましては、お配りしてあります主要施策の成果に詳しく記載されておりますので、ごらんをいただきたいと存じます。

それでは一般会計から順次決算の概要を申し上げます。

那珂川町一般会計であります。歳入の主なものは、第1は地方交付税で33億1,137万8,000円、第2は町税で21億264万9,525円、第3は国県支出金で9億4,651万3,162円であります。

歳出の主なものは、第1は民生費で17億1,011万2,728円であり、障害者福祉、老人福祉などの各種の社会福祉事業、子育て環境を充実するための保育園費、児童措置費、母子福祉などの児童福祉費が主なものであります。

第2は総務費で13億8,006万2,695円であり、ケーブルテレビ事業特別会計繰出金のほか、

総務管理費などが主なものであります。

第3は公債費で11億9,771万4,828円であります。その決算の内容であります。歳入総額は87億5,552万9,342円、歳出総額81億7,894万2,092円で、歳入歳出差引額は5億7,658万7,250円、翌年度へ繰り越すべき財源は、繰越明許費繰越額として1,338万8,000円で、実質収支額は5億6,319万9,250円となりました。なお、実質収支額のうち、地方自治法の規定による基金繰入額として3億円を財政調整基金へ繰り入れをしました。

次に、那珂川町国民健康保険特別会計であります。療養の給付のほか、健康管理センターを拠点とした各種健康診査などを行い、被保険者の健康保持増進のための保健事業を積極的に推進しました。その決算の内容であります。歳入総額21億1,578万2,362円、歳出総額19億8,940万4,104円で、歳入歳出差引額は1億2,637万8,258円となりました。なお、実質収支額のうち、地方自治法の規定による基金繰入額として5,000万円を国民健康保険財政調整基金へ繰り入れをしました。

次に、那珂川町老人保健特別会計であります。後期高齢者医療制度の創設に伴い、平成20年度は、1カ月分の老人保健法に基づく給付となり、医療給付費6,057件、医療費支給費643件を給付いたしました。

その決算内容であります。歳入総額は2億1,926万304円、歳出総額2億1,245万6,156円で、歳入歳出差引額は680万4,148円となりました。

次に、平成20年度創設されました那珂川町後期高齢者医療特別会計であります。高齢者の医療は確保に関する法律に基づき、栃木県後期高齢者医療広域連合納付金の納付や健診事業を行いました。その決算内容であります。歳入総額1億4,337万4,295円、歳出総額1億4,056万942円で、歳入歳出差引額は281万3,353円となりました。

次に、那珂川町介護保険特別会計であります。65歳以上の被保険者は5,585人で、保険料徴収額は1億7,475万7,700円、認定者は、要支援101人、要介護769人、合わせて870人を対象としました。

その決算内容であります。歳入総額11億9,413万8,151円、歳出総額11億3,924万4,097円で、歳入歳出差引額は5,489万4,054円となりました。

次に、那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計であります。放送センターの管理運営を図るとともに町総合振興計画の3大プロジェクトの1つである地域高度情報化推進プロジェクトを推進し、地域情報通信網の整備を図るため、ケーブルテレビ施設整備事業等を行いました。

その決算内容であります。歳入総額14億9,645万8,285円、歳出総額14億5,426万3,082円で、歳入歳出差引額は4,219万5,203円となりました。

次に、那珂川町下水道事業特別会計であります。馬頭処理区の第2期工事のうち、室町地内及び田町地内の管渠工事として延長523メートルを実施しました。また、区域内の接続戸数は231戸となりました。小川処理区につきましては、接続戸数839戸で、施設の維持管理に努めました。その決算の内容であります。歳入総額3億9,281万6,520円、歳出総額3億7,730万9,549円で、歳入歳出差引額は1,550万6,971円となりました。

次に、那珂川町農業集落排水事業特別会計であります。農業用用水の水質保全、環境の改善等を図り、北向田地区と三輪地区の維持管理に努めました。平成20年度の経営状況は、排水戸数は225戸、排水処理人口は786人、年間処理水量は10万9,546立方メートルとなりました。その決算の内容であります。歳入総額4,812万5,213円、歳出総額4,690万7,968円で、歳入歳出差引額は121万7,245円となりました。

次に、那珂川町簡易水道事業特別会計であります。簡易水道事業として設置されている8施設における水道水の安定供給及び施設の維持管理に万全を期してまいりました。

平成20年度の経営状況は、給水戸数2,874戸、給水人口8,882人に対し、84万4,697立方メートルを供給いたしました。

その決算の内容であります。歳入総額3億2,112万993円、歳出総額2億9,826万5,121円で、歳入歳出差引額は2,285万5,872円となりました。

次に、那珂川町水道事業会計であります。上水道と東部地区簡易水道において、給水戸数3,251戸に対し、給水量94万6,719立方メートルを供給しました。

収益的収支につきましては、収益2億2,734万4,439円に対し、費用2億1,444万906円で、1,290万3,533円の純利益となりました。

以上、那珂川町の各会計決算の概要を申し上げますが、これらの決算につきましては、監査委員から決算審査における意見書をいただいておりますので、あわせてご報告を申し上げます。

ご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

議長（小川洋一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑は、一般会計、特別会計及び水道事業会計を一括して行います。

なお、質疑の内容については、このあと決算審査特別委員会を設置する予定ですので、事

務事業の細かな内容に対する質疑は特別委員会で行うようお願いいたします。

ここでの質疑は、事業の効果や政策が実証されたなど、大局的な見地からの質疑としますので、内容を絞って質疑をいただきたいと思います。

決算書に基づく質疑に当たっては、ページ数をお知らせ下さい。

質疑はありませんか。

大森富夫君。

17番（大森富夫君） 一般会計のところで、主要施策の成果から伺っていききたいというふうに思います。

11ページ、その中に上のほうに馬頭総合福祉センターの管理運営と小川総合福祉センターの管理運営が並んで示されておりますけれども、この2つの似たような施設、統合によって存在するわけですけれども、費用が馬頭のほうは2,431万2,000円、小川のほうは2,584万8,000円というふうに、大体その管理運営費はそんなに変わらない管理運営費になっているんですね。ところが、施設利用者は、馬頭のほうは1万6,602人、小川のほうは6万3,190人と、この施設利用者においては各段に小川のほうが多いわけですね。これはどういう理由なのかこのことをお聞きします。

同じく馬頭の総合福祉センターの中には居室事業とおふろもあったんですけれども閉鎖してしまっていますね。この閉鎖の状況と居室事業においては10部屋あるわけですけれども、隣の10ページではこのところでは3人しか利用していないというふうにこれだと思っておりますけれども、費用が369万6,000円かかっているわけですけれども、7部屋は利用されていないということになるわけですね。再三私はこの総合福祉センターの利用状況については、その問題点を提起して、住民の皆さんからもあのふろはどうしたんだと、あの居室事業で利用が本当に少ないと。当初は宅老所的な形で居室事業をやろうというような形で総合福祉センターの中につくったわけですけれども、本当に利用されないという状況が続いているわけですね。一向に改善されない。平成20年度はこのような形でまた出てきたわけですけれども、なぜこんなふうに表示されているのか改めて伺っておきたいというふうに思います。

それから、同じく15ページです。ここの真ん中ちょっと下なんですけれども、北沢地区不法投棄物処理対策ということが出てきておりまして、地域振興等の調査研究ですね、その中身としては視察2回、笠間市と茨城県土浦市、埼玉県騎西市のほうに行ったことが示されて、あとはもう1つは広報活動ですね。広報なかかわに不法投棄の解決についての記事を毎月連載しているというようなことで書いてありますけれども、しかし環境整備対策室には4人の

職員を配置していたんですね。4人も配置していながらこういう話というのは私はないと思うんですよ。これはどんな環境整備対策室は、町民の税金を使って4人もこの部屋にこもって何をやっているんですか。そこを平成20年度の決算におきましては、どういう状況になっているのか、その人件費……

議長（小川洋一君） 大森議員に申し上げます。自分の意見を述べるのではなくて。

17番（大森富夫君） 意見じゃないですよ。実際に聞いているんですよ。

議長（小川洋一君） 討論になっておると思うんですけども。

17番（大森富夫君） いや討論じゃないですよ、この内容を聞いているんです。どういう内容なのかということをお聞きしています。

議長（小川洋一君） 簡潔にお願いします。

17番（大森富夫君） はい。では監査委員の方がお見えになっておりますので、全体の監査委員の方に関連して伺っていきます。

1つは一般会計の中に、これは113ページで一般会計の負担金補助及び交付金の明細が示されています。私がこれを全部数えてみたんですけども、数百の団体になるんじゃないかなと思うんですけども、ここに負担金・交付金・補助金として少ないものにおいては栃木県特別支援学級設置校長会に1,900円ですね、多いものでは南那須広域行政事務組合に消防費として3億4,128万2,000円というような形で、補助金が、幅広く配分されているわけですね。この監査についてなんですけれども、この負担金・交付金・補助金というようなこういう膨大な団体と金額にされているんですけども、こういった不祥事なんかも出てきている例もありますけれども、監査委員としては、この監査というのはどういうふうにされているのか伺っておきたいというふうに思います。

以上、3点お願いします。

議長（小川洋一君） 答弁願います。

健康福祉課長。

健康福祉課長（小室定子君） それでは、大森議員の1つ目の質問にお答えしたいと思います。

馬頭総合福祉センター、それから小川総合福祉センターの施設利用者がかなり違っている、経費は同じだけれどもということだということだと思います。

馬頭総合福祉センターにはあじさいホールがございますので、そういった方の利用がかなり多いということでこの数値になってきているかというふうに思っております。

小川の総合福祉センターについては、あじさいホールがあるということで、そのような利用者数が多くなっているということになっていると思います。経費については、ほとんど同じということになっております。

それから、居室事業の件でございますけれども、10の部屋があるうち3人しか利用していなかったというお話ですけれども、この居室事業は介護保険制度が始まる前にできた事業でございます。そういった意味では介護施設等に入る方が多くなっている現状から、ここの部屋は利用が少なくなってきたということだろうと思います。

現在は入っている方がいないという状況ですけれども、そういった方々も養護老人ホーム、それから特養ホームのほうに入られたということで、今ゼロということになっておりますけれども、緊急な対策といたしまして、引き受ける態勢というものはできておりますので、ご了解をいただきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（小川洋一君） 環境総合推進室長。

環境総合推進室長（星 康美君） では、大森議員の2番目のご質問にお答えいたします。

初めに、平成20年度につきましては環境整備対策室ということで、職員は3人で事務をしておりました。それでこの内容なんです、この主要施策の。対策室の事務内容としましては、北沢地区の不法投棄物の適正な処理ということで、実際事業としては県営ではございますが、県と町との当然調整があります。その中で、やはりここで地域振興ということで、今回の決算につきましては、茨城県と埼玉県、環境学習施設の視察を行ってまいりました。あと笠間につきましては一般町民の方、役場の職員等で処分場の視察を実施いたしました。

あとは、広報の毎月の掲載ということでございます。

以上でございます。

議長（小川洋一君） 監査委員。

代表監査委員（小沼功一君） それでは私のほうからお答えします。

負担金ですね、負担金というのはいわゆる行政を運営していく中で、それぞれが横の連絡をとり、意見の調整をするという一つのそういう協議運営をする団体がいろいろ組織されております。その団体を運営していくのに最低の経費を負担するというので、中には1,300円くらいの負担もございます。

また、負担金の中には南那須広域行政事務組合、これは共同で事業を行っていく。そのためにはそれぞれの市町が必要な経費をお互いに負担し合うということで、かなり事業を行う

わけでございますから、負担の額も大きくなっているということで、非常に大きな差が出ております。

また、補助金等につきましては、これも補助金の1つの規則がございます。補助率が決められております。町単から国の事業まで20%、あるいは50%、100%あるわけでございます。そういう基準に基づいて計算、補助金を交付しているというような監査の中で見た内容でございます。

以上です。

議長（小川洋一君） 大森富夫君。

17番（大森富夫君） 1点目ですけれども、決算ですからふる場を廃止して、じゃどうなんだと、どうなっているんだという点ですね。これは前々から居室事業の利用が少ないのはどうしたことなんだということで話を聞いてみると、老人施設だから、老人でなくては利用できないということで、一向に利用が進まない。じゃ条例を変えたらいいではないか。条例を変えていくと、そういうのは、平成20年度はなかったのではないかと思うんですけれども、その2点をこの総合福祉センターの関係ですね、利用者のこの馬頭の関係では少ないということと、居室事業の3人しか利用していないという関係で伺います。

それから2点目は、処分場の問題ですけれども、15ページの視察と啓発活動が示されていますけれども、今答弁されましたように、この職員配置の関係ですね、平成20年度は3人と、その途中で4人になったりということがあったわけですね。そういう人数は変わりますけれども、いずれにしても環境整備対策室を設けて、平成20年度はですよ、そこに職員を配置して、多額なお金を使ってきたわけですよ。ここに費用が出ておりませんけれども、それは私聞いたわけですよ先ほど。人件費は3人で幾ら使ってきたのかと、平成20年度はね。この環境整備対策室で、幾ら使ってきたのかと。効果はどういうふうに示されたのかということ聞いたわけですけれども、それが答弁がありませんから、改めてその平成20年度の人件費を示してください。

視察については肝心の北沢の不法投棄物の処理対策ということでもって環境整備対策室を設けていたんだから、不法投棄物の処理なんかについての視察をすべきだと思うんですけれども、これまでにそういうことをしましたか。平成20年度はその3人の職員を配置しながら、そういう年間の活動は、行ったんですか。

議長（小川洋一君） 大森議員、細かいことは事務事業、あしたから始まる事務事業のところで特別委員会で聞いていただきたいと思います。

17番（大森富夫君） それで2点目ですね。

3点目の監査委員の方にお聞きしますけれども、数百という各種団体にこのような負担金・交付金・補助金として町のお金、あるいは国・県から来ているお金を町を通して出すわけですけれども、その金の行方、使い方ですね、団体と称して実際には書面だけ団体をつかって金は個人にいつているというようなことはないのかというようなことも含めて監査委員はそういうところまで目が行き届いているのかどうかですね、その負担金・交付金・補助金の、この監査委員としてのこの監査の目ですね、これはどういうふうになっているのか。それはこれまでの例も過去には団体職員の補助金の不正使用というようなことも実際あるわけですけれども、そういう点を監査委員の方はこれは見ているのかどうかも含めてこの対応の仕方について、伺っておきたいというふうに思います。

議長（小川洋一君） 答弁願います。

健康福祉課長。

健康福祉課長（小室定子君） 居室事業の関係ですけれども、先ほど条例を変えればというお話があったように思いますけれども、これは多分補助事業を受けてやっておりますので、そういった枠があつてのことだというふうに理解をしております。

どうして少ないかというのは先ほどもお答えしたと思うんですけれども、介護保険事業が平成12年から実施しておりますので、そういう中ではいろいろな施設に入っている方が多いということで、居室の利用者は少ないというふうに考えております。

現在は先ほど申しましたけれども、利用者数は少ないですけれども、いつでも引き受ける態勢というのは、できております。

以上です。

議長（小川洋一君） 環境総合推進室長。

環境総合推進室長（星 康美君） 2回目のご質問にお答えします。

まず、1つの人件費の件なんです、20年度の対策室のほうでは、人件費の予算の計上はしておりません。あとで分科会のほうでお知らせするようにしたいと思っております。

また職員、その目的が北沢の不法投棄物の処理対策ということで視察をしたのかということなんです、視察につきましては、当然職員のほうでもその処分の方法とか、その管理型処分場とか、そういう視察は実施いたしました。

以上でございます。

議長（小川洋一君） 町長。

町長（川崎和郎君） 環境対策室の関係ですけれども、大森議員からその成果はというような話がありました。ご承知のように、議員はすべて承知されていると思いますが、やはり不法投棄物を一日も早く処理しなくてはならないというような町の大きなそういうふうな目的を持ってこの対策室が今までその対応に努めてきたというようなことで、この20年度だけで単純にその成果を出すというふうなわけにはいっておりません。仕事の内容そのものが一日も早いその処理をするという、そういうふうな前提のもとに進めておるわけでありまして、関係地権者等への同意形成に向けての活動等もこの中には入っていると、こういうことですし、当然この20年度の当初予算で人件費を初め、諸費用ほかの当初予算の中で議決をいただいて執行してきた、そういう経過でありますので、成果が1年で、20年度だけで出ると、そういうふうな性格ではないと、このように理解していただきたいと思います。

議長（小川洋一君） 監査委員。

代表監査委員（小沼功一君） 補助金の監査ということでございますけれども、監査の中には財政援助団体の監査というのがございます。それも2年ほど前から一つの監査の基準、いわゆる補助金が幾らであれば何年に1回監査をするというような基準を設けまして、1年に大体6団体くらい監査をしております。その監査をした中では、今までそれぞれの団体が適正に処理はされておりますし、それなりの事業を実施しているというのが実情でございます。

そういう中で、1点だけやはり問題があるのは、内部牽制ができていないというようなことを担当者のほうには指摘した事例がございます。

以上です。

議長（小川洋一君） 本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

大森富夫君。

17番（大森富夫君） 1番目の問題では結局ほかの学校施設などもそうなんですけれども、閉鎖はするけれども、その上の対応がなっていないというのが平成20年度のこのことに出ているのではないかというふうに思うんですね。条例を変える問題で、条例を変えれば、福祉施設だからその居室事業も福祉の名目で、3部屋しか利用ということではなくて、もっと利用度が図れるのではないかということで条例のことを出したわけです。これもやられていないということなんですね。

2点目は、私はこの不法投棄物処理対策といいながら実際には処分場の見学がほとんどなんですね。だから違うんですよ、この処理対策というならば、不法投棄されたその産業廃棄

物のその処理はどういうふうにその取り組まれているような地区、地域に視察に行けばいいわけですよ。ところがそういうことをしないで目的以外のことをしているのではないか、処分場の建設でしているところに安全だ、あるいは県の土地買収の手伝いをしているというようなことでこの環境整備対策室に3人がかかわっていながら実際には、町での本来の目的の……

議長（小川洋一君） 大森さん、簡潔に、同じことを何回も繰り返しています。

17番（大森富夫君） そういう3人を配置していながら目的以外のことをやっているのではないか、こじつけてやっているのではないかということをお前は言いたいわけですが、その辺は実際に不法投棄物のことでの関係した視察なんてやっていないでしょう、ここを確認しておきたいというふうに思います。

それから、監査委員の方には今の答弁だとそういう年に6団体ということだとですね、全部一回りするに何百という団体がある。6団体を1年に1回ということだと、もう本当にこれはとても任期中にはできるものではないというふうに思いますけれども、おおよそ監査の立場としては、負担金・交付金・補助金として、町を通して支出されたものについて、不祥事が起こらないような、そういうことのために監査委員としての心してとりかかっている点ですね、これを伺って私の質問を終わります。

議長（小川洋一君） 答弁願います。

健康福祉課長。

健康福祉課長（小室定子君） 居室事業の件ですが、閉鎖はしておりませんので、ご了解いただきたいと思います。ただ現在は利用している方がいないというだけで、対応できるようにしておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

それから、もっと条例を変えれば利用度が上がるのではないかとということですが、居室にすることがすべてその方にとって最善かということ、やはりそうではない場合もあると思っております。そういう中で、介護保険制度があるわけですから、そういった施設を利用していただく、または養護老人ホーム等を利用していただくというのが本人にとってもよりより生活を提供できるものだと思っておりますので、居室事業が最善だとばかりはいえないということをご理解いただきたいと思います。

以上です。

議長（小川洋一君） 環境総合推進室長。

環境総合推進室長（星 康美君） ではお答えします。

不法投棄の件について、不法投棄の場所の視察等を行っていないかということなのですが、処分場は県営最終処分場を主に視察をしております。その中でやはり処分場をつくるということにつきましては、何かやはりそういう不法投棄とか、当然いろいろな問題がありまして、那珂川町の場合につきましてはつくらざるを得ないという状況でございます。まして、県営最終処分場ということで十分に関連して、不法投棄も関連して当然視察をしているものと考えております。

以上でございます。

議長（小川洋一君） 監査委員。

代表監査委員（小沼功一君） 補助金とか、交付金はですね、決算審査のときと、それから、定期監査、財政援助団体の監査等を含めまして、おおよその内容については見ておりますが、これを全部見るというのは恐らく不可能に近いことだと思うんです。これだけのものを見るには、非常勤の監査というのは恐らくできないんじゃないかなというふうに私は考えます。普通の企業ですと、これだけの事業体になりますと、常勤の監査員が2名、3名おります。その方々が毎日のように監査しているということが実態でございまして、ちょっと私ら2名では大変だなというふうに感じます。

それから、補助金の交付団体、それから負担金を出している団体には、それぞれ監査委員なり監事があるわけでございますが、その方々がそれらの事業内容について監査をし、また総会に報告をしているということで、ここの町長を初め各課長さん方にもそれぞれの役員なり、そのの構成員になっているんじゃないか、その方々が決算の内容について十分聞いてきておりますし、初めからこの不正だというような見方はしない、お互いに信頼し合った組織体でやっているんじゃないかなというふうに私は見ております。

以上です。

議長（小川洋一君） ほかにありませんか。

小林盛君。

6番（小林 盛君） 今、大森議員が質問したと重複するわけですが、内容はちょっと違いますので、お答えをいただきたいと思います。

北沢地区の不法投棄物の処理対策ということで、適正処理ということで取り組んでいるというお話であったわけですが、適正処理がどういうものであるのかという、全くの勘違いですね。行政が今置かれている立場というのは、町民が健康で安全な生活を営むためと、これが最優先されることなんですよね。つまり北沢の不法投棄のあのごみによって町民の生活保

全上の支障を来す、または来すおそれがあるというごみだと県の調査で発表されたわけですから、そのごみをいかに早く処理をするかというのが行政の役割ですよ。それがなぜ処分場になるんですか。処分場というのは全然関係のない話であって、北沢の適正処理をするためには特措法という法律によって解決を図るべきだと。何度言っても聞く耳を持たないということで、このようなことばかり続けているわけですが、私は感情論を言っているわけではなくて、あくまでも法律にのっとって言っているわけですから、そうでないと思うのであれば、小林議員それは間違っていますよということをなぜ指摘しないんですか。指摘することもできないで、訂正もしないと。これは間違っていると。ましてやここに職員を配置して、そしてその職員たちの給料をずっと払い続けているという、これこそ本当に無駄な予算の使い方だと言わざるを得ないです。

ですから、指摘ができますかと、私が言っていることが。

議長（小川洋一君） これはここに書いてある質疑ですか。それは小林さんの意見であって、今のは答弁をいただきたいんですか。

6番（小林 盛君） いただきたいです。

議長（小川洋一君） 町長。

町長（川崎和郎君） 不法投棄の現実というふうなものは小林さんもよく理解されていると思いますし、その不法投棄物をいかに適正な処理をするかというふうなことが、小林さんも言われているような安全・安心なまちづくりになるというふうな、その辺については同じだと思います。

しからばその不法投棄された物をどういうふうな方法で処理をするかということになりますと、やはり最終的に処分場をつくって処理をするというふうなことが現状の中では……

議長（小川洋一君） 町長、申しわけないんですけれども、きょうは討論ではないので、質疑ですので、この件に関していいとか悪いとかを言っていただきたいと思うんです。

町長（川崎和郎君） ですから、私の考え方と小林さんの考え方は基本的に違っていると、このように思います。

議長（小川洋一君） ほかにありませんか。

益子明美さん。

3番（益子明美君） まずですね、収入未済額についてお伺いいたします。

一般会計では、町税などで6億4,743万7,140円、特別会計では2億4,632万7,000円ほど収入未済額が増加傾向にあります。この増加傾向の要因とですね、それに対する対策がどの

ようにとられたか1点お伺いします。

それから町債なんです、42ページにありますように、さまざまな町債が今年度も出されておりますけれども、そのそれぞれの償還年数をお伺いしたいと思います。

それに関して、事業を行うに関して町債を起こすというのはやむを得ない部分もたくさんあると思いますが、世代間の公平を図るという観点で、新たに起こした地方債の支出がそういった観点から公平であるというふうに町長はお考えであるのか、お伺いいたします。

それから、財政分析に関する事で、細かくなりました指数を出していただきたいのですが、実質単年度収支額、それから実質収支比率、実質公債比率は、先ほど出ていた12.7%と判断してよろしいですかね。先ほど報告に出てきた将来負担比率とともに出てきた実質公債費比率は12.7%と出ていましたが、それはこの財政分析の中にも12.7というふうに理解してよろしいかどうかと、公債費負担比率、その4点。

そして財政指数を見ますと、18年度、19年度、当年度と3カ年を比べると、その数がいずれも改善しているような形になっています。しかし、今年度に関しては交付税の算入が思ったより増加しているという部分もあったりして、一概にはいい傾向にあるというふうには言えないかなというふうに私は思っているんですが、その財政指数に関して町長の分析というんですかはどのようにとられているか、お伺いいたします。

議長（小川洋一君） 町長。

町長（川崎和郎君） 先ほど企画財政課長から説明もありましたように、19年度、20年度に関しては19年度よりも総体的な指数が向上しているというふうな報告がありましたが、それはやはり行財政改革等によりまして、合併時300人でスタートした職員数も、現在は251人というような姿になっているわけですけれども、そういうふうな意味で、人件費を初め各経費等の削減に努めてきたと、こういうふうなこともこの指数の向上した結果ではなかろうかなと、このように感じております。

細かい指数につきましては、担当課長のほうから説明させます。

議長（小川洋一君） 企画財政課長。

企画財政課長（益子 実君） まず、町債のご質問であります、那珂川町で起こしております昨年度は過疎対策事業債、合併特例債、それと臨時財政対策債ですね、過疎対策事業債については12年ということで決められております。そのほかについては10年から15年で起債をしております。

それから、世代間の公平ということで、やはり不特定多数の者が使う施設、あるいは道路、

そういったものについてはやはり起債を起こしたほうがよいであろうという考えは持っております。

それから財政分析で、全部、ちょっと聞き取れなかったんですが、一応私が持っている指数を申し上げます。

実質収支比率は10.4、公債費比率が10.9、それから、公債費負担比率が16.5、起債制限比率が8.3、それと先ほど報告事項に申し上げました実質公債費比率が12.7、将来負担比率が63.8であります。

この要因としましては、やはり那珂川町としましては有利な起債を起こしている、先ほど申し上げましたような過疎債を初め交付税算入のものがほとんどであります。そういったことが指数が減少している要因だと思っております。

議長（小川洋一君） 益子明美さん。

3番（益子明美君） 収入未済額の増加に関しての対策というのはお答えにならなかったんですが。

議長（小川洋一君） 税務課長。

税務課長（川俣勇也君） 町税の収入未済額でございますが、主に固定資産税、ゴルフ場1社がほとんどの金額を背負っております。

議長（小川洋一君） 益子明美さん。

3番（益子明美君） 固定資産税のゴルフ場1社に対しての収入未済額が大きな要因であるということで、それに対して対策は続けて十分とられているというふうにとって、具体的に対策をどのようにとられたか、お伺いしたいと思います。

それと、もう2回目の質問に入っていると思いますので、実質単年度収支額というのを聞いたんですが、単年度収支額というのは出していただいているので、要するに単年度収支は、前年度の収支に比べて、ことしの収支がどれくらい減ったかふえたかであって、実質単年度収支額というのは、単年度の現金の実質的な過不足額がわかる数値だと思いますので……

議長（小川洋一君） 益子議員、細かいことはあしたの特別委員会で。

3番（益子明美君） ではもう1点だけ、町長がそのその行財政改革と人件費削減に努めてきた成果がこの数値にあらわれているということをおっしゃっておりますけれども、先ほどお答えいただいた公債費負担比率や、経常収支比率にそれは決してあらわれてきていませんよね。人件費削減が効果をもたらしているんですしたら、経常収支比率がどんどん改善されていくべきだというふうに思います。

それと公債費負担比率の16.5%というのは警戒ラインだと思いますが、いかがですか。

議長（小川洋一君） 税務課長。

税務課長（川俣勇也君） ただいまの収入未済額でうちのほうとしては、税務課といたしましては、差し押さえ等をやっております。ただ、現にここで残っている未済額につきましては、会社が登記上にはあるんですけども、活動をしていないという会社でございます。

以上です。

議長（小川洋一君） 企画財政課長。

企画財政課長（益子 実君） 実質単年度収支であります。マイナスの3億1,000万円となっております。これは昨年度基金の取り崩しがあったために約3億円の赤字となっております。赤字といいますが、マイナスとなっております。

それと、公債費負担比率のお話がありましたが、公債費負担比率は、一般財源における公債費全体の償還の比率であります。通常15%以上の警戒ライン、それから危険ラインの20%、これは公債費負担比率は含まれておりません。公債費比率でありますとか、起債制限比率です。これらが用いられてあります。

それと先ほどの報告で申し上げました実質公債費比率については25%が基準になっております。

議長（小川洋一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（小川洋一君） ほかに質疑はないようですので、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております認定第1号から認定第10号までについては質疑を終結し、議員全員を委員とする決算審査特別委員会を設置してこれに付託することとし、審査に当たっては必要に応じて資料の提出を求めることができることとしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第10号までについては、議員全員を委員とする決算審査特別委員会を設置してこれに付託することとし、審査に当たっては必要に応じて資料の提出を求めることができることと決定しました。

ただいま議員全員を委員とする決算審査特別委員会が設置されましたが、正副委員長がと

もに決定しておりませんので、委員会条例第10条第1項の規定により議長名をもって本日本会議終了後、直ちに決算審査特別委員会を議場に招集いたします。

ここで本会議の休会についてお諮りします。

10日から14日までの5日間は決算審査特別委員会及び休日のため、本会議を休会いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、10日から14日までの5日間は本会議を休会とすることに決定しました。

10日から14日までの5日間は本会議を休会とします。次の本会議の開議は9月15日の午後2時といたします。

散会の宣告

議長（小川洋一君） 以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。

本日はこれにて散会します。

ご起立願います。

ご苦労さまでした。

散会 午後 5時08分